

第四十六回国会 大蔵委員会 会議録 第三号

昭和三十九年二月四日(火曜日)委員長の指名で、次の通り小委員及び小委員長を選任した。

税制及び税の執行に関する小委員
白井 莊一君 小川 平二君
大久保武雄君 金子 一平君
田澤 吉郎君 濱田 幸雄君
原田 憲君 藤井 勝志君
小松 幹君 平林 剛君
堀 昌雄君 武藤 山治君
春日 一幸君
税制及び税の執行に関する小委員長

金融及び証券に関する小委員
小川 平二君 濱田 幸雄君
押谷 富三君 大久保武雄君
田澤 吉郎君 金子 一平君
藤井 勝志君 原田 憲君
有馬 輝武君 吉田 重延君
佐藤觀次郎君 阿 良一君
竹本 孫一君 松平 忠久君
金融及び証券に関する小委員長
大久保武雄君

昭和三十九年二月六日(木曜日)
午前十時九分開議

出席委員

委員長 山中 貞則君
理事 白井 莊一君 理事 原田 憲君
理事 藤井 勝志君 理事 坊 秀男君
理事 吉田 重延君 理事 有馬 輝武君
理事 堀 昌雄君 理事 武藤 山治君
天野 公義君 伊東 正義君
岩動 道行君 宇都宮徳馬君
大泉 寛三君 大久保武雄君

押谷 富三君 金子 一平君
木村 剛輔君 木村武千代君
小山 省二君 砂田 重民君
田澤 吉郎君 福田 繁芳君
藤枝 泉介君 渡辺美智雄君
卜部 政巳君 岡 良一君
小松 幹君 佐藤觀次郎君
田中 武夫君 只松 祐治君
野原 覺君 日野 吉夫君
平林 剛君 松平 忠久君
春日 一幸君 竹本 孫一君
出席國務大臣
内閣総理大臣 池田 勇人君
大蔵大臣 田中 角榮君

出席府委員
大蔵事務官 松井 直行君
大臣官房財務 調査官
大蔵事務官 中尾 博之君
大蔵事務官 吉岡 英一君
大蔵事務官 高橋 俊英君
大蔵事務官 渡邊 誠君
大蔵事務官 加治木俊造君
大蔵事務官 坂井 光三君
大蔵事務官 渡邊 誠君

委員外の出席者
大蔵事務官 加治木俊造君
大蔵事務官 坂井 光三君
大蔵事務官 渡邊 誠君

二月五日
委員岩動道行君辞任につき、その補欠として倉石忠雄君が議長の指名で委員に選任された。
二月六日
委員田中武夫君辞任につき、その補欠として山花秀雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員倉石忠雄君辞任につき、その補欠として岩動道行君が議長の指名で委員に選任された。
同日六日
委員田中武夫君辞任につき、その補欠として山花秀雄君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件
国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)
日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二号)
日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)
昭和三十八年度産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出第二九号(予))
税制に関する件
金融に関する件
証券取引に関する件
外国為替に関する件

○山中委員長 これより会議を開きます。
税制金融等当面の基本施策について
大蔵大臣より説明を聴取いたします。
田中大蔵大臣。

○田中国務大臣 本国会におきまして御審議を願うべく予定いたしております大蔵省関係の法律案等、すでに提出が確定いたしておりますものは、昭和三十九年度予算に関連するもの十三件を含め三十件でありまして、このうち法律案二十七件及び承認案二件について当委員会において御審議を願うことになるものと存じております。何とぞよろしく御審議のほどをお願いいたします。

なお、この機会に、財政、金融政策及び国際経済政策に関する所信の一端を申し上げたいと存じます。
本年はわが国が本格的に開放体制へ移行する年であり、OECD加盟、IMF八条国移行等開放体制への移行こそは、日本経済が国際経済社会においてさらに大きく発展していくためにみずから選んだ発展への道であります。しかし、同時にわが国経済が世界経済の影響をより直接的に受け、また国際経済上の要請に一段と積極、機敏に反応していかなければならないこととなるのも明らかなところでござい、ます。私は、このような事態に即応し、わが国経済が堅実な発展を続けていくために、日本経済に内在する成長力を国際経済の動向、国際収支、物価の動き等内外の諸要因の推移に即ち、適切に調整しつつ、社会、経済の各部面において所要の体質強化を着実に進め、国民経済全体としての生産性をさらに高め、安定的な成長を実現してま

いることが肝要であると考えております。
昭和三十九年度予算及び財政投融資計画におきましては、このような見地から、国際収支の改善と物価の安定を主眼とし、財政が景気に対し刺激的な要因となることを避けるため、健全、均衡財政の方針を堅持することにより、きましても、将来にわたる国力発展の基盤を充実し、経済各部門の均衡ある発展に資するため、農林漁業及び中小企業の近代化、社会保障の充実、社会資本の整備等の重要施策に対しまして資金を効率的、重点的に配分し、その着実な進捗を期しておるのであります。また、税制面におきましては、国民負担の軽減、合理化をはかり、あわせて企業資本の充実等所要の体質強化を進めますため、中央地方を通じ、平年度二千八百十億円に及ぶ面目的な大幅減税を行なうこととしたしておるのであります。さらに、財政と金融とは一体となつて運営するべきものでありまして、今後の金融政策の運用にあたり、経済の安定的成長とその体質強化を期してまいり所存であります。

税制改正のうち国税関係法案につきましても、いづれ当委員会において御審議を願うこととなるのでござい、ます。主要な税制改正法案についてその概要を申し上げますと、所得税におきましては、国民生活の安定に資するため、広く基礎控除、配偶者控除、扶養

控除を引き上げるとともに、専従者控除及び給与所得控除の改正、譲渡所得課税の適正合理化等所要の改正を行なうこととしたしております。

法人税におきましては、企業の経営基盤の強化をはかるため、機械設備を中心に固定資産の耐用年数を平均一五〇程度短縮するとともに、中小企業の負担の軽減をはかるため、軽減税率の適用、所得限度額及び同族会社の留保所得課税控除の引き上げを行なうこととしたしました。さらに、企業の国際競争力の強化、科学技術の振興、企業資本の充実等当面要請される諸施策に即応する特別措置を講ずることとしたのであります。

このほか、相続税及び贈与税につきましては、基礎控除の引き上げ等の措置を講ずることとしたしております。

また、地方税におきましては、市町村民税の負担の不均衡を是正するため、その制度の合理化をはかることと、固定資産税の負担の調整、電気ガス税の引き下げ、法人及び個人の事業税の軽減等の措置を講ずることとしたのであります。

他方、道路の整備財源の拡充をはかるため、道路整備計画の改定と見合せて揮発油税、地方道路税及び軽油引き取り税の税率をそれぞれ引き上げることとしたしております。

なお、関税率につきましては、経済の諸情勢に応じ、所要の調整を行なうとともに、とん税及び特別とん税につきましては、国際収支の改善に資するため、その税率をそれぞれ引き上げることとしたのであります。

金融政策につきましては、最近における国際収支の推移、生産及び物価の

動向、金融機関の貸し出しの趨勢等に顧み、昨年十二月日本銀行による準備預金率の引き上げが行なわれたのでありまして、企業の資金需要及び金融機関の貸し出しの増勢は鎮静に向かうものと期待をしておりますが、今後とも経済の動向を慎重に見守りながら、期に応じて適切な施策が実施せられ、資金供給の調整を通じて経済活動が適正に保たれるよう意を用いてまいりる所存であります。

その際、近代化、合理化により新たな発展への道を求めつつある中小企業等の真剣な努力が、これによって阻害されることのないよう一そう細心の注意をいたしてまいりる所存であります。

次に、開放経済への移行に伴い、企業の自己資本の充実と長期安定資金の確保の必要性はますます強まり、金融及び資本市場の重要性は一段と高まつてきておりまして、この際、各金融機関に對しましては、国民経済の視野に立つた態度ある融資態度が、また証券業者に對しましては経営の健全化、投資勧誘態度の適正化が一そう強く要請される次第であります。

また、政府といたしましては健全金融の推進、資本市場の育成強化について、今後とも細心の配意を加えてまいりる所存であります。

わが国は近くOECDへ正式に加盟し、世界の主要先進諸国との協力関係を一そう緊密化するとともに、四月一日を目途とするIMF八条国への移行に伴い、わが国の円は交換可能通貨として広く世界の諸国から認められることとなるのであります。このような事態に對処するための努力の一環として、わが国がかねて進めてまいりまして、対外取引の自由化につきましては、

本年において外貨予算制度の廃止、渡航制限の緩和等を行ない、經常取引に對する為替制限の撤廃を一応終了いたしましたものと考へております。

また、国際金融協力につきましては、IMF借り入れ取りきめ参加十カ国蔵相会議の一員として、国際流動性確保のための対策の検討に今後とも積極的に参加いたしてまいりる所存であります。

また、関税の一括引き下げ、低関税問題につきましても、これらの動きに積極的に對処しつつ、わが国産業界の事情をも勘案して今後の関税政策を進めてまいりたものと考へておるものであります。

国際収支につきましては、輸出は順調な伸びを示しておりますものの、輸入が国際商品価格の高騰等、一時的な要因もさることながら、生産の大幅な上昇から顕著な増加を見せ、海運その他の貿易外収支における赤字幅の拡大と相まって經常収支は昨年初来一貫してかなりの逆調を呈するに至つておるのであります。

政府といたしましては、基本的には財政金融政策等、各般の施策において万全を期しつつ、貿易収支の均衡回復と貿易外収支の赤字基調是正につとめてまいりるとともに、当面は国内資本の不足を補い、国際収支の波動に對処する準備を厚くするため、優良な安定外資の秩序ある導入をはかつてまいりる所存であります。

以上、財政金融政策及び国際経済政策について所信を申し述べました。私は、これらの施策を着実に推進してまいりるにおきましては、国民の努力にささえられて、わが国経済はますます発展し、より豊かな国民生活が築き上げられるものと確信しておるのであります。

第十條中「七人」を「八人」に、「五人」を「六人」に改める。

第十八條第一項第一号中「又は補修（補修にあつては、当該設備に価値の増加をもたらすものに限る。）を若しくは補修（補修にあつては、当該設備に価値の増加をもたらすものに限る。）又は経済の再建及び産業の開発に寄与する事業の用に供する土地の造成（当該造成に必要な土地の取得を含む。）に改める。

附則

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

理由

国内における地域開発の促進に資するため、日本開発銀行の業務として土地造成資金の貸付業務を追加するとともに、同行の業務の円滑な運営に資するため、理事及び参事の定数を増加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第四條に次の二項を加える。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、日本輸出入銀行に追加して出資することができる。

3 日本輸出入銀行は、前項の規定による政府の出資があつたとき

日本開兌銀行法（昭和二十六年法律第八号）の一部を次のように改正する。

は、その出資額により資本金を増加するものとする。

第十條中「五人」を「六人」に改める。

第十八條第一号中「第三十九條第一項」を「第九号及び第三十九條第一項」に改め、同條第十一号を同條第十三号とし、同條第十号を同條第十二号とし、同條第九号中「前号」を「第八号」に改め、同号を同條第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 銀行が第三号の規定により資金の貸付けを受けることができる者に對して日本輸出入銀行とともに当該資金の貸付けを行なつた場合において、当該資金に係る債務を保証すること。

第十八條第八号の次に次の一号を加える。

九 本邦の輸出入市場の開拓若しくは確保又は外國との經濟交流を促進するため、本邦から設備等の輸入又は技術の受入れをした者で当該輸入又は受入れにより本邦法人又は本邦人に對して債務を有するものにおいて当該債務を履行することがその者の居住國（その者が外國政府である場合には、当該外國。以下この号及び第十八號の二第五項において同じ。）の國際收支上の理由により著しく困難である場合において当該居住國の政府、政府機關又は銀行に對して当該債務の履行の円滑化を図るために必要な資金を貸し付けること。

第十八條の二第三項及び第四項中「同條第九号」を「同條第十号」に改め、同條に次の一項を加える。

5 前條第九号の規定による資金の貸付けは、同号に規定する債務並びにこれに類する債務で本邦法人及び本邦人以外の者に對するものの履行がこれらの債務を有する者の居住國の國際收支上の理由により著しく困難であり、かつ、これらの債務に係る債権を有する者の居住國（その國に係る当該債権の總額が他に比して著しく少ないもの及び日本國を除く。以下「主要な債権國」という。）が相當數ある場合であつて、これらの債務を有する者の居住國の政府が当該事由に基づき日本國政府及び主要な債権國の政府の全部又は大部分に對してこれらの債務の履行期限の延長又はこれらの債務の履行の円滑化を図るために必要な資金の借入れのあつせんその他の措置をとることを求めている場合において、当該措置を求められた主要な債権國の全部又は大部分において当該措置がとられることが確實であると認められるときに限り、行なうことができる。

第十八條の三第二項中「第八号」を「第九号」に、「同條第九号」を「同條第十号及び第十一号」に、「及び第十号」を「並びに同條第十二号」に改める。

第十九條第一項中「第十号」を「第十二号」に改める。

第二十條第一項中「貸付又は当該資金の貸付け」を「貸付け若しくは当該資金の貸付け」に、「同條第九号」を「同條第十号若しくは第十一号」に改める。

條第十号若しくは第十一号に改め、「債務の保証」の下に「又は同條第九号の規定による資金の貸付け」を加え、同條第二項中「第四号まで」の下に「又は第九号」を加え、同條第四項中「同條第九号若しくは第十号」を「同條第十号若しくは第十一号」に、「同條第十号」を「同條第十二号」に改める。

附則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。ただし、第四條の改正規定は、公布の日から施行する。

理由

輸出の振興等に資するため、日本輸出入銀行の業務として外國政府等に對し貸し付けられた民間資金に係る債務の保証業務等を追加するとともに、同行の業務の円滑な運営に資するため、理事の定数を増加し、あわせて同行に對する政府の追加出資についての規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十一年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案

昭和三十一年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律

1 米穀の生産者が、その生産した昭和三十一年産の米穀を政府に売り渡す旨を昭和三十一年九月二十日（北海道、青森縣、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣、福島縣、新潟縣、富山縣、石川縣及び福井縣の各區域において生産される米穀については、同年八月三十一

日）までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和三十一年二月二十九日まで政府に売り渡した場合に、当該生産者の昭和三十一年分の所得税については、政令で定めるところにより、当該米穀の完済の時期及び数量に應じ次に定めるところにより計算した金額の合計額に相當する金額は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第七條の二に規定する農業所得に係る同法第九條第一項第四号の繰入金金額に算入しない。

一 昭和三十一年九月三十日まで売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、七百円

二 昭和三十一年十月一日から同月十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百二十円

三 昭和三十一年十月十一日から同月二十一日（北海道、青森縣、岩手縣及び宮城縣において生産される米穀については、同月二十三日）までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、五百四十円

四 昭和三十一年十月二十二日（北海道、青森縣、岩手縣及び宮城縣において生産される米穀については、同月二十四日）から昭和三十一年二月二十九日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、四百六十円

日）までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和三十一年二月二十九日まで政府に売り渡した場合に、当該生産者の昭和三十一年分の所得税については、政令で定めるところにより、当該米穀の完済の時期及び数量に應じ次に定めるところにより計算した金額の合計額に相當する金額は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第七條の二に規定する農業所得に係る同法第九條第一項第四号の繰入金金額に算入しない。

一 昭和三十一年九月三十日まで売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、七百円

二 昭和三十一年十月一日から同月十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百二十円

三 昭和三十一年十月十一日から同月二十一日（北海道、青森縣、岩手縣及び宮城縣において生産される米穀については、同月二十三日）までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、五百四十円

四 昭和三十一年十月二十二日（北海道、青森縣、岩手縣及び宮城縣において生産される米穀については、同月二十四日）から昭和三十一年二月二十九日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、四百六十円

2 前項の場合において、同項第一号から第三号までに規定する米穀が、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第三條第二項の規定に基づき政府の買入価格につき買入れの時期に應ずる格差が設けられていない米穀であるときは、当該米穀についてのこれらの号に掲げる金額は、これらの号の規定にかかわらず、四百六十円とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和三十一年産米穀につき、事前売渡申込制度の円滑な実施に資するため、事前売渡申込に基づいて政府に米穀を売り渡した者の所得税を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○山中委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。田中大蔵大臣。

○田中大臣 たいだま議題となりました國民金融公庫法の一部を改正する法律案外三法案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

最初に、國民金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

國民金融公庫は、銀行その他一般の金融機關から資金の融通を受けることを困難とする國民大衆に對して、必要な事業資金を供給することを目的として昭和二十四年六月に設立されて以来、國民大衆の旺盛な資金需要に對処して、その業務の推進をはかつてま

いったのでありまして、昭和三十七年度末において、その設立以来の融資総額は八千九百九十九億圓、その融資残高は一千六百十四億圓に達しておるのであります。

昭和三十八年度におきましても、普通貸し付け一千五百七十億圓、恩給担保貸し付け百七十億圓、その他の諸貸し付けを含めて総額一千七百六十二億圓の貸し付けを予定しているものであります。また、その他の諸貸し付けのうち、農地被買収者で銀行その他一般の金融機関から生業資金の融通を受けることを困難とする者に対し、二十億圓の貸し付けを行なうこととしたしております。

以上申し述べましたような計画に対応し、必要な資金として三十八年度内に政府資金六百七十五億圓を新たに供給することとしておりますが、公庫の経営基盤の一その強化に資するため、政府資金のうち二十億圓は一般會計からの出資金を予定しておりますので、これに伴い、公庫の資本金二百億圓を二十億圓増額して二百二十億圓とする必要があります。

次に、日本開発銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

日本開発銀行が、設立以来、長期設備資金の融通により、わが国経済の再建及び産業の開発に寄与してまいりましたことは、御承知のとおりであります。今後とも同行の業務活動に期待するところはきわめて大きいものがあると考えます。

次に、今回提案いたしました改正法案の概要を申し上げます。

第一は、同行の業務として土地造成資金の貸し付け業務を追加すること

あります。近年、地域間の均衡ある発展をはかるため地域開発がますます重要なものとなっておりますが、この地域開発には企業の進出等に対処するため用地の造成が必要でございます。現行の日本開発銀行法におきましては、自己の事業の用に供する土地の取得につきましても融資を行なうことができないこととなっておりますが、このたびこれに加えて、経済の再建及び産業の開発に寄与する事業の用に供する土地にあっては、譲渡を目的とする土地の造成についても融資の道を開こうとするものであります。

第二は、理事及び参事の増員であります。同行の業務は、設立当初においては基幹産業に対する融資を中心に運営されておりましたが、その後地域開発融資等が加わるなど逐年多様化したしておりますとともに、その融資残高も昨年十二月末においては八千二百五十九億圓の巨額にのぼっております。このような同行の業務の推移にかんがみ、同行の業務の円滑な運営をはかるために理事及び参事の定数をそれぞれ一名増加しようとするものであります。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

日本輸出入銀行が、設立以来、プラント輸出金融を中心として輸出入及び海外投資に関する金融を行ない、わが国貿易の振興並びに経済協力の推進に格段の寄与をいたしてまいりましたことは、御承知のとおりであります。今後とも同行の業務活動に期待するところはきわめて大きいものがあると考えするのであります。

次に、今回提案いたしました改正法案の概要を申し上げます。

第一は、同行の業務として外国政府等に対し貸し付けられた民間資金にかかる債務の保証業務を追加することであり、東南アジア諸国等に対する経済協力の推進はわが国貿易の振興上きわめて重要な課題となっております。すでにインド、パキスタン等の諸国に対して数次にわたり借款を供与いたしておりますが、その供与にあたっては、民間資金の活用をはかるため市中銀行の協調融資を求めるのが例となっております。今回の改正は、市中銀行が日本輸出入銀行とともに外国政府等に対し、わが国からの設備等の輸入に必要な資金を貸し付けた場合、その協調融資分にかかる債務について日本輸出入銀行が保証することにより、市中銀行の融資を容易にしようとするものであります。

第二は、同行の業務としてわが国からの設備等の輸入による債務の履行に必要な資金を外国政府等に対して貸し付ける業務を追加することであり、わが国からの輸入代金等の支払いが、その国の国際収支上の理由から著しく困難な場合に、その国の要請に応じて主要な債権国において債務の履行の遅延等が行なわれることが確実と認められる場合には、日本輸出入銀行が当該債務の政府等に対し、その債務の履行に必要な資金を貸し付けることができるようにするものであります。

第三は、政府が予算で定める金額の範囲内において日本輸出入銀行に追加して出資することとし、この場合において同行はその出資額により資本金を増加するものとするものであります。輸出の振興をはかるためには、日本輸出入銀行の資金の充実が緊要であります。このため別に御審議願っております昭和三十八年度補正予算におきましては、産業投資特別会計から日本輸出入銀行に対し六十億圓を、昭和三十九年度予算におきましては同じく二百二十五億圓をそれぞれ追加出資することとしたしておりますのであります。

第四は、同行の業務範囲の拡大と業務量の増大に対処し、同行の業務の円滑な運営をはかるため、理事の定数を一名増加しようとするものであります。最後に、昭和三十八年度米穀についての所得税の特例に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、昭和三十八年度の米穀につき、事前売り渡し申し込み制度の円滑な実施に資するため、米穀の生産者が、同年産の米穀を政府に対し事前売り渡し申し込みに基づいて売り渡した場合においては、同年分の所得税について、売り渡しの時期に応じ、玄米換算百五十キログラム当たり千七百五十円ないし千五百五十円を非課税とする措置を講じようとするものであります。

以上が国民金融公庫法の一部を改正する法律案外三法律案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ御審議の上すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○山中委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

各案に対する質疑は次会に譲ることといたします。

○山中委員長 これより税制金融等の基本施策について質疑を行ないます。

総理におかれましては、本委員会の持つ蔵入委員会としての特色に敬意を払われまして、特別の出席をいただきまして、出席時間は一時半に総理の遅刻の時間三分を足しまして、十一時三十三分までといたしますので、その間において十分の成果をあげられるよう、委員の御協力をお願い申し上げます。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。佐藤観次郎君。

○佐藤 参事 先日、池田総理がわが党の横路委員の質問に對しまして、国民の利益になることならば自分はどんなことでもやるといふ、こういう発言をされました。私は、御承知のように、いま中共貿易がだいたい問題になっておりますが、これはいま台湾と中共のどちらと貿易をやったほうがいいのかということが問題だと思ふのです。この問題については、恩義もあるからということではあります。恩義という問題と貿易の問題とは別個だと思ふのです。そういうような場合に、日本の現在の事情を考へて、どのような処置をされるかということについて伺いたいと思ふのであります。

御承知のように、最近イギリスでは、アメリカがあのくらいきらつていゝるキューバへパスを百五十万売つたといわれております。イギリスはどがめつくやらないでもないけれども、現在

の日本の経済の事情を考えて、思い切った施策をやるべきではないかというふうに考えております。私はそういう点から、韓国とか台湾とかいうような小さいものではなくて、もっと大きい見地から、総理はこの際考え直す必要があるのじゃないかと思ひますが、総理はどういう御意見を持っておりますか、伺いたいと思ひます。

○池田国務大臣 政府といたしましては、国家国民全体のための利益を考えてやらねばならないのであります。もちろん貿易の振興ということは、国家の利益になることはお話しのとおりでございます。しかし国の安全と平和、長い目で見ての国の繁栄、世界の平和ということを考えますと、一國との貿易の増大のみというわけには参りません。したがって、私は日本の置かれたアジアにおける地位、また世界における日本の立場等を考えまして、近隣と仲よくすることはもちろんでございますが、そういう広い大きい立場から中共問題を考へていこうとしておるのであります。もちろん中華民国政府とは、御承知のとおり日華平和条約を結んでおります関係上、しかもまたいまのアジアの情勢からいって、中共政権と中華民国との立場を考へ、いままぐ思ひ切ったと申しますか、一人によつては思ひ切った貿易を池田内閣はやつてゐるという人もありましよう。

私は政経分離の立場から、できるだけ貿易をふやしていこうという方針でたゞいまのところはやむを得ないのじゃないかと考へております。

なお、イギリスがキューバにバス等を輸出したことにつきましては、これはイギリスの立場でございます。これ

に對していろいろの批判もあることを聞いておりますが、しかしそういうことは他山の石とすべきでございまして、イギリスがそうやつたからといって日本が中共に特にどうこうということとは、私はいま考へべきではない、われわれはわれわれの立場で中共と適正な民間貿易を進めていくことによつて、相當の利益が上がるのではないかと。御承知のとおり、昭和三十八年度は一億二千万ドル余りのものが出ました。これは前年に比しますと五割余りの増加、そしてまた前々年、二年前に比しますと三倍近く、ほとんど幾何級数的に近いほどの貿易の増加が見られつつあるのであります。私はこういうたゞで、中共貿易を進めていくことがいまの日本としては一番適正な方法と考へております。

○佐藤(觀)委員 総理はアメリカとの関係もあるしとおっしゃるが、御承知のようにケネディがなくなつてからのアメリカは、総理が考へてゐる意味とはいふ違つてゐる。ケネディとジョンソンとはだいぶ幅も違つてゐるし、おそろくいまのアメリカ政府というのは、国内のことだけで一ぱいではないか、こういう中であつて、ちやうどフランスの中共問題が出てきまして、それと同時に、最近日本の貿易が御承知のようにソ連、北朝鮮向けというふうな方面がふえてきたということとは、二、三日前の新聞を見ればわかるわけでございますが、御承知のように日本のいまアメリカに出しているのは、写真機とかトランジスターとか船業などというものが非常に多い、いわゆる軽工業が多いのですが、いま中共が求めているのは、やはりトラクターとか肥料、建

築資材等で日本が売りたいというふうなものが多い。こういう点について、時期というのがあるもので、現にオランダは中共と貿易を非常にやつておつて、建築資材を盛んに輸出しているようでありまして、やはりあなたの方でも松村さんとかあるいは高橋さんたちは中共貿易に對して非常に熱意を持っておられます。そういう立場を考へるときに、あとで伺ひたいと思ひますが、日本は非常に不景氣だといふ現状から考へて、やはりこの際思い切つて、池田さんも三年も総理大臣をやつておられますから、もうそろそろ池田さんが何かこのくらいのことをやつたといふことをやるべきだと思ひますが、そういう決心がつかないのではありませんか、お伺ひしておきたいと思ひます。

○池田国務大臣 日々これ新たに、新しいこと、そして國のためになるとはどしどしやつておきたいという気持ちで進んでおります。

中共との貿易につきましても、額につきましても先ほど申し上げたとおりでございます。お話し肥料、トラクターあるいは重工業品も出ております。肥料も五十万トン硫酸換算で出たと思ひます。また鋼材も六百万ドルばかり出ております。御承知のとおりこつちも売りとうございします。向こうも買ひたい、この気持ちは合つておりますが、何と申ししても、向こうは政府貿易でございます。そして所有外貨にも制限がございますので、ほとんどバーターになつてゐるものでございしますから、日本は売れないというのではない、向こうが買ひ能力がそれ

だけ十分でないということが実情だと考へるのであります。したがっていましめて、チンコマの制限を受けざる限りにおきましては、私は向こうに売るのにおよぶさかではございません。ただ向こうの支払能力を十分考へていかなければならぬということでございます。

○佐藤(觀)委員 中共貿易はそれぐらゐにいたしまして、最近非常に日本で目立つておるのは、貿易外の収支が非常に赤字が多いということでありまして、これは御承知のように、三十八年度で四億一千万ドル、それから三十九年度で大体四億五千万ドルぐらゐの赤字が出るように計算されておるようですが、そろそろとまごまごすると二年に十億ドルぐらゐの赤字が出るのではないかとわれわれに思ひます。これは船舶などの問題についても、最近船舶の合併の問題が出てきて、おいおいといふことになるかもしれませんけれども、いわゆる貿易以外の赤字が非常にふえておるといふ現実はいろいろ矛盾が出ておるのではないかと、この点について首相はどのように考へてゐるのか、おられますか、伺ひたいと思ひます。

○池田国務大臣 貿易外収支の赤字をできるだけ少なくするためにいろいろ私も考へまして、昨年措置いたしましたことは、いわゆるとん税、上屋の使用料の引き上げ、私はとん税を調べてみますと、日本のとん税は非常に安い。だからこれは大いに上げるべきだ。なぜ上げないかといふと、やはり日本の船会社の収支があまり芳しくないから、船会社に直接相當の負担がかかるというので、とん税を各国よりも非常に安くしておつた。ほくはそれはよくない、各国並みあるいはそれ以上

に上げてほしいじゃないか、そうして外國の船舶にもとん税の負担をよそ並みにさすべきだ、よそ以上にさしてもいいじゃないか、そして日本の船会社が困るのなら固定資産税を安くしろ、こういうことでとん税の引き上げをやつた。これは金額にしてはそれぐらゐのものではない、いふまでもない、昨年その措置をとつたのでございします。しかしそれにはいたしまして、その金額は微々たるものである。何としても貿易外収支の赤字のおもなる原因はやはり船貨でございます。毎年輸出が一割以上ずつふえていく國は世界にほとんどございしません。しかも日本の輸入は非常にかさが多いものばかりで、船貨でかかる費用は相當なものなんでございします。そこで私はまず第一に、船会社の整理、そしてまた日本の船をたくさんつくる。私は誤りであつたとは申しませんが、いままで輸出のために、相當外國船の受注を受けて、年に百万トン余りも、平均で百万トン以上、いまは二百万トン以上になつておりますが、そういう船を日本でつくつて外國に持たす、その外國の人が日本の品物を運んで船貨をとる、こういうことはよくない。輸出船は非常に輸出貿易の促進に役立つというので奨励したのでありますが、もう一ぺん考へ直して、輸出船もさることながら、日本の船をつくつたらどうか、こういうことで昨年来私は強くこれを言つておるわけでありまして。したがって、船会社の整理ができ、そして政府がもっと力を入れていくならば、私は貿易外収支の赤字を少なくする上に一番必要だ。所得増進計画で申しますと、大体輸

出入の六、七割を日本の船で運ぶといふことになり、千三、四百万トンの船が必要であるのであります。私はそういう方向で船腹の増加をはかつていくべきだ、こういう方針をいま立ててこれに向かつて進んでおります。またその他の貿易外収支の赤字はいわゆる特許料、金料等でございます。特許料なんかも、日本の競争によりまして科学技術のおくれを取り戻すために相当やっております。また、これも必要であつたのであります。これをいかにとめるわけにはまいりませんが、これは国内の科学技術の進歩によつてだんだんこれが減つてくることをわれわれ期待いたしております。また金利の問題につきましては、日本の経済の成長のために、商売を繁盛させるのに銀行から借りるのも一つの手段であります。これは適正な借り入れ金ならやむを得ない。これは今後減るとは考えられないが、ふえていくものはやはり船腹によつて補う。また一方は観光事業でそれを補つていく、こういうことで、私はこの前本会議で、貿易外収支を黒字にするのは四、五年かかるだろうと言つたら、意外に長いといふようにお考えになります。四、五年でなかなかこれはむずかしい。六、七年かかるかも知れません。しかし、そういう方向で、日本の長期に見た国際収支の均衡をはかるようにいまから強力に施策を講じなければならぬ。もちろん貿易の振興も必要でございますが、日本の置かれた立場では、戦前のごとく貿易外で黒字をとるといふことがやはり基本方針でなければならぬといふので、そういう方向で今後強力に進んでいきたいと考えております。

○佐藤(観)委員 日本の貿易がうまくいかないという理由はいろいろあると思うのですが、もう一つは、大きな観点から言いますと、大蔵省と通産省とが意見が違ふ。非常に調整がうまくいっていないというふうなことを聞きますが、総理はどういうふうにお考えになつておられるか。それからもう一つ、昨年ブラジルに行きまして、例のウジミナスの鉄鋼の問題がありまして、いま大きな問題になつておりますが、こういうふうな計画的なことがない。途中でいまままでの資金の三倍も要するといふようなことになつたらしいのであります。ブラジルのインフレの傾向もありまして、国として一定の計画性がないといふようなそりしを免れないと思ひますが、こういう点については総理はどういうふうにお考えになつておられますか。

○池田国務大臣 大蔵省と通産省と貿易その他の施策についてちぐはぐであるといふお話であります。これは各省省々いろいろな考えを持っていますから、全部完全に初めから一致というわけにはいかぬ場合もございます。しかしそれは通産、大蔵の間のいろいろな連絡をし、そして協調的立場で日本の産業、金融につきましても適正に私は措置されておると思ひます。もちろん昔為替管理等が非常に窮乏であつたときは、外資導入その他によりまして、時間的に相当むずかしい点があつた場合もございますが、最近におきましては、そういう為替関係の問題も毎週一回両省で協議会を開き、そしてまた重要な問題につきましては大臣間で協議し、またそれですとまらないときは私が入つていく、そして非常にうまく

私はいつておると考えております。私は各省間でやはり通産省と大蔵省が一番話がうまくいっているのじやないかといふくらいに考えておるのであります。

次の御質問のウジミナスの問題、これはお話のとおり、ブラジルにおけるインフレの高進によりまして、予定どおりいかぬ場合がますます多かつた。これはウジミナスの問題ばかりでなしに、ブラジルそのものの財政金融状態があつた状態で、各債権国、ヨーロッパその他の債権国がブラジルの経済再建とインフレ防止のためにいろいろ手を尽くしております。こういう特殊の事情でございますので、予定よりも金がかかるということはお話のとおりでございます。しかしせっかく手をつけたものが無駄になつてはいけませんので、インフレの高進中におきましても、やはりウジミナス製鉄の完全な運営ができるように、増資の場合につきましても、向こうの持ち分の六〇%の増資につきまして、こっちが貸し付け金をやるとか、とにかく予定の規模で、予定の生産のできるように、われわれとしては適当な助力をいたしまして、予定の生産のできるように努力いたしておるのであります。

○佐藤(観)委員 御承知のように、日本の新聞の経済欄を見ますと、三月危機というものが非常にいわれております。これは毎日毎日であつて、私の愛知県などでも昨年の暮れから繊維業界はもとより中小企業が非常にたくさん倒れております。おそらくこれはきよりの新聞にも日銀の總裁の大丈夫だろうといふことが出ておる。政府があぶないといふことは言ひっこないのです。

から、政府関係者は大丈夫、田中さんも何とか融資をしてということになつておりますが、非常に危機が迫つておる。三月危機は三月でなくて二月にすでに來ておると言われております。こういう点については私はやはり高度成長の失敗が原因だと思ひます。池田さんが大丈夫だ、大丈夫だと言つておられますけれども、何といつても高度経済成長政策の失敗、そのひずみがここにあらわれておると思ひます。ですから、何を直すか御意見はありますか、何といふと思ひます。

○池田国務大臣 三月危機といふことが一番強く叫ばれたのは、昭和二十五年の一月、二月、三月でございます。これがなぜ起こつたかと申しますと、昭和二十四年に、いわゆる第三次吉田内閣で、私が大蔵大臣としてあのインフレを防止するために非常に強力な超均衡財政をして非常に不景氣にしたときでございます。これは日本の経済を立て直したために非常ななたをふつたその余波が來まして、二十五年の三月に中小企業の大危機と叫ばれたのでございますが、しかしこれは首尾よく通過いたしました。だからいま高度成長だから三月危機が來るといふのは、不景氣政策をやつたときのほうがもつとひどくなるわけなんです。その後数回にわたつて三月危機といふのが出てまいりました。三十三年の三月、またさかのぼりますと二十九年の三月、こう出ておりますが、いままでずっと切り抜けておる。危機ありといふときにはなかなか危機がないのです。通り越えらるるものだ。うっかりしてゐると危機がくるといふ話がある。私は日銀總裁のきのうの話は、

日銀總裁として相当自信のあることばだと考えております。高度成長によつて危機があるのじやない。今回の倒産の問題は、私は予算委員会でも申し上げましたが、個々の会社をずつと見てみますと、かなりいよゆる思惑の点があつたのじやないか、そしてまた主として繊維関係と、もう一つ特殊な化学関係でございますが、この繊維関係といふものがどうもいつも三月危機、中小企業の危機といふことになる。一番先端を行くわけですが、ことにこれは暖冬異変あるいは取引関係でこういうのが起こつたと思ひます。でございますが、個々の会社を大蔵省の報告から見ますと、かなり思惑の点もあつた。そしてまた思惑をやつたんだからいかにめつた場合もある。だからそういう原因を究明いたしまして、私は三月のいわゆる危機の起こらないように、いま万全の方策を大蔵省、日銀でつとめらうように進めておるのであります。もちろんこういうことは避けなければならぬものですが、これが経済の成長によつてくるものだから、そして昭和二十五年にもあつたので、不景氣のときにもくるのであります。その点はそのときの様子を見てあれしなればいかにぬ。いま大蔵大臣のメモによりますと、百億円のオペをやるし、また中小企業関係に別に百億円の融資をする、こういう手配をしておるようでございます。それから、ひとつ全知全能をしぼりましてその危機を乗り越えたいと考えております。

○佐藤(観)委員 池田総理の周辺は金持ちばかりですから、そういうような

のんきなことを言われまされども、
思惑ではないかといつても、思惑を
やらせるのは、やはり政府が所得倍増
なんてできるものか。現実にやば
り物価がどどんと上がつてきている。
三十八年度のように七・六%も上がつ
てきておれば、十年たてば物価も二倍
になりますよ。こういうひずみがある
というのを総理は率直に認められ
て、経済のことはおれにまかせると言
われまされども、このごろはその
自信はなくなりまされども、あつた
が、総理はやはり謙虚な気持ちになつ
て——実際私どもの愛知県は繊維関係
が多いから、一べん池田さんに来ても
らいたい、一べんこの姿を見せてやり
たいというくらい強く言っているわけ
です。池田さんはいつも不景気のとき
にぶつかって非常にお気の毒でありま
すけれども、やはりもつと考えていた
できた。

それからいま不渡りの手形が出てお
りますが、これは空前絶後と言われ
るくらい大きな不渡り手形が出てお
ります。戦後最高だと言われております。
おそらく池田さんや田中さんたち
は、これは雲の上のような生活ですか
らわからぬかもしれせんが、私たち
大衆の目から見ればこれは非常にあぶ
ない点があるのじゃないか。だから私
たちは全部が全部池田さんの罪だとは
言いませんけれども、しかしやはり何
と云つても総理でございますから、手
形の問題も私はある程度責任を持って
もらわなければならぬと思つておりま
す。いまはお産手形とか台風手形とか
いつて、昔は一年に二回くらいで決済
したのに、一年に一回の決済しかやら

ぬというようなルーズな生活になつて
おります。こういう点もやはり直して
いただきたいと思つておりますが、
手形の問題を私は考えてもらいたい。
これは田中さんがこの間加藤清二君の
質問に対して刑罰を科すると言つてお
りますが、刑罰を科すれば直るという
ものじゃない。やはりそういう原因を
つくらないような経済状況にしてもら
わなければ困ると思つております。

時間がありませんから、あとで野原
君からいろいろ質問があると思ひます
が、私はもう一つ最後にお伺いしてお
きたいのは、いまのところ税制調査会
がいろいろ問題になつております。し
かし税制調査会の問題でも、取りまし
やまんとする声があつて、非常に過重
な税金を取るような傾向がまだある。
同時に御承知のようにいまの苦しい中
小企業者には徴税はなかなかきびしい
という現実も私は知つております。池
田総理は主税局長から大蔵大臣とすつ
とやられた経済専門家でございます
が、租税の問題についてももう少し考
えていただきたいと思つてございま
すけれども、その点はどうでございま
しょうか。

○池田田務大臣 手形の問題でござ
います。七夕手形とかお産手形とかい
ろいろあるようでございます。これは
いまに始まつたことではございませ
ん。もう前からあるものでございま
す。これは何と申しまして商売人は
自分の資産以上の手形を出すというこ
とはいかなるものかと思ひます。それ
で刑罰論も起り、また外国ではそう
いうことをやつているところもありま
す。しかしこれは刑罰でもつてどうこ
うということとはなかなか困難で、やは

りその人の良識による以外にはないと
思ひます。不渡りの出るようなことを
すること自体がもう思惑なんだ、そう
いうことはよくない、こう私は思つて
おります。だからこれは今後におきま
しても、いまの支払遅延防止法その他
を活用して、そしてみんなが能力以上
の不渡りの起る手形を出さないよう
な気持ちになつてもう以外にはない
思ひます。また商売をしていられる方々でござ
いますから、ある程度の不渡りがある
にしても、それは銀行との話し合いで
何とかそれがすぐ不渡りになつて破産
に導くようなことのないように、銀行
もやはり公的な気持ちでやつていただ
べきだと思ひます。しかしこれは予算委
員会で申し上げましたように、政府と
いたしましては、支払遅延防止法とか
いろいろの既存の法律の適用を考え、
また銀行の指導もいたしまして、そ
ういうことがあまり多く起らないよう
にづつとめていかなければならぬと考
へておるのであります。

なお税制調査会の問題につきまして
もいろいろ批判があると思ひます。私
も一部の新聞のふに落ちぬことがある
といふことを言つたと思ひますが、こ
ういふものは政府関係ばかりではな
し、やはり民間の有識者の意見を聞
き、また民間の有識者の調査会が一般
の人の意見を聞いて、そして一番大切
な、国民の利害休戚に一番関係のある
税制をみんなの納得のできるような
税制にしなければならぬといふこと
は、これは政府としてつとめなければ
ならぬこととございます。今後におき
まして調査会の委員の方々とよく相
談いたしまして、御期待に沿うように
いたしたいと思ひます。

○山田委員長 野原君。
○野原(覺)委員 時間が限られており
ますので、きつめて簡潔にお尋ねし
たいと思つております。
まず第一は予算編成のあり方につ
いて、総理の御所見を承りたいと思ひ
ますが、私、いつも感ずるのでありま
すが、毎年、年の暮れになりますと、政
府は予算を編成する。その予算編成の
あり方を見ておきますと、各省の役人
が自民党の各省に属する部会を組
まして、ちやうどプロレスのタッグ
マッチのように大蔵省に乗り込んで
いつて、圧力をかけて予算をふんだ
くつておるのです。私はそういうあ
り方を見て、そういうあり方で予算が
作成されましても、結果において——
国会の審議でなるほど予算委員会
が開かれております。予算委員会が幾
ら審議をしても、今日の国会では事
実上修正をするといふことは困難な
状態です。国民としては聞かなく
ればならぬ問題もあるし、国会の審
判に待たなければならぬ重要な問題が
たくさんあるわけではございしますが、
それらの問題はなるほど議論としてはな
されましますけれども、完全にたな上げ
されてしまつて、実際は国の大事な予
算が、予算のふんどりで事実上決定さ
れておる。このことについて総理はど
のようなお考えを持つていらつしや
るか、お考えを承つておきたいのです。

○池田田務大臣 議院政治、民主主義
の予算であらねばならぬ関係上、やは
り与党の公約その他、意見を聞くこと
は私はやむを得ないことであり、また
そうしていくことがよりよい予算がで
きることだと思ひます。ただ、お話を
とおひ、一部の人の圧力で予算がどう
こうなつてはいけません。それは大蔵大

臣や閣議におきまして、十分これを検
討して最後の決定をするわけではござ
います。
○野原(覺)委員 なるほど政院政治で
ございますから、与党の意見が予算に
盛り込まれるといふことは私も了解で
きます。しかしながら、総理の率直な
御見解を私はただしたのであります。す
けれども、事実はなかなか与党の公正な
意見ではないのです。これはあなた
自身も腹の中ではないいろいろお考えがあ
らうかと思ひます。私がここで申し上げ
ておきたいことは、国民の批判に待
たなければならぬ重要な問
題、たとえば農地補償の問題がござい
ます。これはほんの一例でございま
すけれども、たくさん問題があるわ
けです。そういう問題が実際は幾ら
予算委員会が議論をされても、本会議
でどのような審議がなされても、ある
いは新聞がどのような批判を加えて
も、なかなかこれが閣議に反映して
ないのです。このことに対して国民
は非常に割り切れない気持ちを持
つておる。池田さんは何
とかして国会を国民の信頼の場につ
ていかなければならぬ、政治が国民か
ら信頼されなければだめだ、これが立
憲政治のあり方であるし、私は政院政
治のあり方ではないかと思つてござ
います。そういう点から考へて、私は
今日の予算ふんどの実態はきつめて
遺憾にたえない。このことはあなた
が自民党の総裁でもございますから、こ
れ以上の答弁を私は要求しませんけ
れども、この点については総理として
慎重な御検討を將來行なつていただ
きたいといふことを要望しておきたい
と思ひます。

七

その次にお尋ねしたいことは、アメリカのジョンソン大統領が一般教書の中で、総理も御承知のように、貧乏追放を提唱されました。そうしてジョンソンは国防費の十億ドルを貧乏追放のために削減するということを声明されておられるのであります。片一方ソ連のほうでも、フルシチョフが国防費の削減を提唱しておる。世界のどの国を見ても、今日国防費が削減されている傾向を示しておるにもかかわらず、ひとり日本だけは国防費が毎年ふくれていっておるのであります。これは一体どういふわけでございますか、承りました。

○池田国務大臣 予算のあり方につきましては、今後というお話をございしますが、いままででも私としては十分世論の動向を考えながらやっておるのであります。いま話題にのぼりました農地の報償の問題につきましても、世論の調査を十分いたしまして、最後の決意をいたすつもりでおります。私が一部の人に押されてどうこうというんだつたらずと前にやっておるはずであります。なかなか押されはいたしません。私の信念でやります。

次に、国防費がよその国は減りつつある、こういうことございしますが、大体国の防衛費は日本は少ないところはない。アメリカにいたしましては、予算の中で半分以上国防費をとっておったということは御承知のとおりでございます。ソ連においても相当なものでございます。日本は国民所得の一・三％、どの国にそういふ防衛費の少ない国がございましょう。そこでわれわれとしては、自分の国は少なくとも自分の力でできるだけ防衛したい

というところで、経済の上昇、国力の伸張に応じて漸増するという方針にいたしておるのであります。しこうして今国防費の予算が三百六十億ふえておりますが、このうち、内容を見ればおわかりいただけると思いますが、人件費の増加でございします。人がふえたわけではございしません。俸給と食費の増加がその半分近くを占めておるという状態でございまして、日本の国防費がどの程度ふえるということは、外国の人から見れば、ふえようが少ない、大体もともと少ないじゃないかという議論が定説でございします。しかしわれわれは憲法の命するところに従いまして、われわれは憲法に違反しない程度で最低限にして最大限、こういう考え方でおるのであります。今回ふえたからといってその世界の大勢に逆行するといふようなことでなく、もともと日本は少な過ぎるということをお願いしておきたいと思ひます。

○野原(覺)委員 総理も御承知のように、日本は平和憲法のたてまえをとっております。たてまえではなしに、憲法第九条は明らかに軍備を禁止しております。そういう国の日本の国防費と、そういう憲法を持たない外国の国防費を比較して議論をされるということは、私ども納得できないのであります。そもそも憲法に対するあなたのお考え方というものはいかながなるのかというのをいつも私も指摘してまいったのであります。

そこでお尋ねをいたします。それではあなたのおっしゃることをそのまま肯定したといたしましても、どれだけの防衛措置が今日の日本には必要なんですか。あなたは国民所得に対する割合でいつも議論をされますが、どこまでいけば日本の防衛措置というものは十分なのでございますしうか。この点を承っておきたいと思ひます。

○池田国務大臣 防衛は、私が申し上げておる通りに、日本の防衛に必要な最小限度にとどむべきだ。それはやはり人口の増加、国の発展等によりまして、限度はこれこれというべきものはございしません。私は国力の増進に伴つて最小限度の防衛費ということでおいておるのであります。いまの国防費の予定は、第二次防衛計画によりましてあの計画に沿つた防衛費をつくろうとしておるのであります。今回ふえた原因というのは、給料関係その他のものが相当部分を占めておる。ことしふえたからといって、第二次防衛計画以上にやつてはいないということをお願いしておきます。

○野原(覺)委員 そこで日本にとって最低限の自衛措置、これは総理がいつもそういう御答弁をされておる。あなたの最低限の自衛措置は毎年毎年上がつてきておるわけですか。どこまでいったら最低限なのか、われわれにはわからない、国民にはわからないのです。だから日本にとつての最低限の自衛措置というものはどの限界でございしますか。どこまでいったらいいのか。もっと具体的に言えば、アメリカもソ連も核ロケットを持っておりますね、その段階までいくのございしますか。一体どこまでいけば総理としては最低限の自衛措置だという考えをお持ちになられますか。お伺いしたい。

○池田国務大臣 最低限の自衛措置は第二次防衛計画でございまして、われわれはいまその計画どおりにや

ておるのであります。しこうしてこれは四十一年まででございしますが、その後におきまして第三次防衛計画をつくりますときには、そのときの状況を見まして、世界の情勢その他を勘案して最低限の防衛費を計画するつもりであります。

○野原(覺)委員 第三次防衛計画が完了すれば第四次防衛計画と発展するのでしょう、あなたのお考えでいけば、それから第五次の防衛計画に発展をしていく。そこで国民が疑問に思ふのは、一体その限界はどこなんだということなんです。もちろん、日本は核兵器は持たないということもあなたはいしよつちゅうおっしゃつておるわけですから、私は、核兵器、ロケットを持つまでが限界だという御答弁はあなたもなさうとは思ひませんが、何かしらん、やはり池田総理のお考え方の中には、第三次防衛計画はこの年度まで、これがきたらどこまで、という一つの考え方を保持していらつしやるように思ふ。お示し願ひたいのです。

○池田国務大臣 それはそのときの世界の情勢によつてきまることがございします。たとえば陸上につきましても、私はいまから十年前、陸上部隊最大限十八万人というのを、これは非公式でございしますが、池田・ロバートソン会議のときに言ったことがあります。この十八万人はいまも堅持しております。やはり国の情勢によりまして、そのときどきにきめるべきものでございします。しからは海上自衛隊のほうはどうかというところになりますと、やはりいろいろな兵備の世界の情勢等から、そのときに考へべきだ。いまのところは第二次防衛計画のそれによつてや

て最小限であり、また、これで十分だと考えておるわけでありまして。

○野原(覺)委員 非常に重大な御答弁があつたと思ひます。そのときの世界の情勢によつて日本の防衛を考えるとあなたはいまおっしゃつたのです。すると、そのときの世界の情勢いかによつては原子力潜水艦も持つ、核兵器も持つ、ロケットも持たなければならぬ、そういうお考えに発展すると私は思ひますが、いかがですか。

○池田国務大臣 それはそういうふうにお考えになるのはあなたの誤りだと思ふ。核兵器とかあるいは交戦的の兵器はしないということとは憲法のもとでございします。憲法の範囲内におきまして、そしてわれわれが声明している基本方針のもとにおいてやるのでございまして、憲法を誤つたり、あるいは核兵器を持つとか、攻撃的の兵器を日本が持つということは初めから考えていないのであります。

○野原(覺)委員 それではお尋ねしますが、憲法の範囲内における十分なる防衛措置とはどういふことですか。

○池田国務大臣 交戦的でないということでございます。日本の自衛力という基本的国のたてまえから、防衛に必要な最小限の力を持つということでございます。

○野原(覺)委員 交戦的でない防衛措置——あなたは、核兵器、ロケットは交戦的であつて、軍隊がふえて、それから軍艦を持って、飛行機に爆弾を積んで、焼夷弾を落とす、それは交戦的でないという考え方をもちてあれはたいへんであると思ふ。私は交戦的でない防衛措置ということは理解できないのです。しかし、このことはいまあ

その職場を持ち、そうして一生懸命に働いて、自分がよくなると同時に他の人もよくなる。こういうことが私の政治の基本の理念でございます。

○只松委員　そういたしますと、政府の発表によっても、高度経済成長のために二・三％から物価が上がつておる。しかし池田内閣ができる三年前十円円だったところが、小さくなって、二十

円になっておる。ちょうど一〇〇%でしよう。消費物資というのは、奥さんにお聞きになれば御存じでしょうが、大体五〇%前後上がつておる。そういうたしますと、低所得者あるいは恩給、年金生活者あるいは退職で生活している人、いわゆる生産に従事してなくて所得のない人々、こういう人々は、こういう生活必需物資の急速な値上がつて非常に困つております。このことを御存じであるかどうか、それが一点と、もし御存じであるとするならば、こういういわゆる生産に従事しないで所得の増大しない人々、こういう人の生活が非常に困窮しておる、いわば貧乏人にますますなつてきておるし、池

田の高度経済成長政策の結果貧乏人が、
たくさん日本には出てきております。
貧乏をなくすという意思と、現実に貧

乏人が日本にたくさん出てきておる、
こういうことをどういうふうにお考え
になりますか。

○池田国務大臣 私が内閣を組織する
前の昭和三十四年度と比較いたします
と、お話のとおり、消費者物価は二

割あまり上がっておりますが、しかし所得が五割上がっております。実質的には、三十七年度で申しますと、物価

の値上がりを差し引いても三割以上上がっておりまして、これは全体

の問題でございます。それなら貧しい人はどうかということになりますと、生活保護費は、昭和三十四年に比べますと、三十九年度は八割一分上がっております。物価はそう上がっておりません。一番貧乏な人はどうかということになると、生活にお困りになる生活保護費をおおげする方々に対しては、八割一分生活保護費がふえております。これは物価の上昇の三倍以上でございます。それで貧乏な方々はどうですか。内閣統計局でいろいろ調べておりますが、五分位表の最低のものは、四年前に一万二、三千円でございます。たが、いま最低が一万九千円から二万円になっておるといことは、五分位表の一番下位の人の収入が非常にふえたことを示しております。八割ふえております。

そこでお話の、問題のいわゆる恩給生活者、そして何も仕事をしていない恩給のみでやっておる人、これはお気の毒でございます。何とかしなければならぬということで、いま恩給についての調査を始めて、いわゆる生活保護にはいかなければ、恩給だけでやっていける官吏の人等につきましては、どういふ措置をするか、実態調査をこれからしていかうとしておるのであります。全体から申しますと、ただいま申し上げたとおり、貧乏人には、生活保護費は八割以上上がっております。こういうことであります。

○只松委員 いま諸外国では、大体定年が六十歳から六十五歳くらいになりつつある。日本では依然として五十五歳なんです。したがって、わずかな退職金あるいは年金、恩給、こういうものをもらっていても——いまは調査の

段階ということですが、調査でなくて、現実には池田内閣になって、すでに言いましたように、消費物資は五〇％前後上がったおとります。そういうことになりまして、現実には困っているわけですね。計画経済というのは、三年先、五年先に国民に希望を持たせる、こういうことがありますが、皆さん方のやつておる自由主義経済というのは、今日の段階にどうやって国民に安定した生活、一歩でもより高い生活を与えていくか、これが資本主義経済の要諦なわけですね。あまり先のことでなくて、現実にはどうやって毎年々々五十五歳でやめていかなければならぬ人々に対してどういふ施策を持つていくか、あるいはそういう定年を延長する意思があるか、そういう問題から始まりまして、さつきから言います恩給、年金、退職金等で生活している人々に、当面具体的に何か政策をお持ちであるか、伺いたい。

○池田国務大臣 いまからやめていく方は、いわゆる退職金の制度がございまして、それでやっていっていただけたらと思つて。そうしてまた退職金制度自体がこれからの日本に適應するかどうかという問題につきましては、いろいろ議論がございまして、いわゆる厚生年金制度の拡充強化をはかつて将来に向かつて進んでいこうとしておるのであります。いま私が言つておる問題は、過去の俸給所得者あるいは官吏等で、その他に仕事のない、収入のない人が、物価の二割余りの値上りでお困りになっておるのにどういふ措置をするかということはいまやつておるのであります。これはボーダー・ラインの上のほうの人で、なか

な調査がむずかしいでございますが、ひとつ考えていかなければならぬ問題として、いまの恩給受給者の生活状況というものを考えていこうということでございます。

○只松委員 時間がありませんので、次に移りますが、日本の一番大事な問題で、いわゆる貿易の問題がございまして、先ほど佐藤議員も貿易外収支の問題についてお尋ねをいたしました。総理は、繰返し、四、五年で黒字になす、こういうことをおっしゃつておられますが、時間があれば、具体的に年度別にひとつどういふふうな黒字になしていくかということをお聞きしたいわけでございますが、きょうは時間がございませぬので、これはあとで、もし機会があればまたお聞きをいたしたいと思つて。

ただその中で一番大きな問題は、さつきもお話になっておりましたように、貿易額が増大すれば、船貨が多くなりまして、いま大きな船貨でございまして、赤字が増大してまいります。四、五年で急速に船が急増するといふと、そういうふうな急速にはできません。そうすると、四、五年で具体的にどうやって赤字を解消されるか、ひとつ総理の御見解を伺いた

○池田国務大臣 であれば四、五年で赤字の起らないようにしたい、その方向に努力すると言つておるのであります。その方法といたしましては、やはり日本固有の船をふやすこととございまして、先ほど申し上げましたごとく、所得増進計画でいくと、日本の船がいま七百万トン余りでございまして、これを千三百万トンくらいにもの

ていかなければならぬ。そしてまた観光事業をあれすれば、もしイタリヤのそれのごとく観光事業で入るとすれば、百億ドルは入ってくるわけでございますから、それまではもちろんいいかぬでしようけれども、観光事業をふやしていく、こういうことが主たる方法だと考えます。

○只松委員 海運は世界的には約十年日本は立ちおくれである、こういうことがいわれて、それが一番大きな貿易外の赤字になっておるわけですが、この十年ということはなかなかたいへんお耳が痛いわけですが、ちょうど十年ぐらい前に造船業というものが起つておる。佐藤さんが引つかられて指押権を發動せられておる。この造船業にほとんど政界がタッチしなくなつた。このことが今日の日本の海運業の大きな立ちおくれの一つの要因である、こういうふうな言われておる。そのことをお認めになりますか。

○池田国務大臣 日本の船舶増強がおくれたということは何も造船業だけおくれたというだけでは何となく世界有数の海運国が、戦時保険によりまして、保険料をもらわずにいままでの蓄積資本が全部飛んだということがもとであるのであります。その後のいろいろ施策はいたしましたが、日本の船会社の実情がごらんのとおりの状況でございまして、まず船会社を立て直さなければいけません。それであつた船増強の方法をとつたのでござい

ます。これはやはり外国と違ひまして、日本の船会社は資本金も何も飛んでしまつて、借金ばかりしてやつていかざるを得ぬような状態になつたのが問題

でございます。何も造船業その他との関係でございませぬ。根本は戦時補償の打ち切りでございます。

○只松委員 まあ貿易額が増大すると船が要る、したがって海運業を急速に進めなければならぬ、こういうことは当然わかつておるわけでありまして。ところが、今日まで、いまおっしゃつたように一、二の原因をあげられましたけれども、そういうことに十分対処しない。そうして、今日貿易外の赤字の非常な増大をもたらして、本年度六十一、二億ドルに貿易額が上れば、さらに船貨の赤字が多くなつてくる、こういうことになるわけですが、こういうことに対して政府あるいは与党である自民党は、今度その点多少対策を立ててのようではございますが、十年間ほとんど放置されておつた。そのことは造船業とは何ら関係がない、そういうことをおっしゃつておられますが、それではなぜ、船が要るということがわかつておるのに放置されておつたのか、そうでないといふと、放置された原因——まあ論争になりますから、時間がございますから、その点だけお聞きしておきたい。

○池田国務大臣 放置しておつたわけではございません。御承知のとおりいまは第十九次造船でございまして、外国が船をふやすのに負けないように日本もふやしておるのであります。しかし、いかにせん、急激な貿易の増大でございまして、それに向かつて持つべき船会社の整備がおくれた、所得増進のときからもそういうことはわかつておつたのですが、船会社の統合整備に期間がかかりました。それが主たる原

因でございます。しかし、幸いにして
できました。政府もそういつた考えを
持っておりますので、先ほど米佐藤さ
んの御質問に答えたように、今後船を
極力増強していく、そうして日本がい
ま三百万トンばかりの外注を受けてお
ります。そうすると、船台が一ぱい
じゃないかという考え方もあります
が、最近三、四年前の船をつくる期
間の半分くらいの期間でつくること
ができるようになりました。だから私
は、いまある船台を十分活用すると同
時に、大型船台を今後もっとふやし
て、そうして外国船もさることな
がら、国内船の増強に極力力を入れて
いこう、こういう考えでいっておるの
であります。

○山中委員長 総理は約束の時間でご
ざいますから、けつこうでございま
す。

ただいまの只松祐治君の発言中、後
刻速記録を調査いたしました、もし不
穩当の点がありますならば、与野党の
理事相談の上で削除することがあるか
もしれません。申し上げておきます。

佐藤次郎君

○佐藤(観)委員 総理大臣に残った問
題で、田中大蔵大臣にお尋ねしたいこ
とが五、六件ありますのでお答え願
いたいと思います。

その第一は、御承知のように日米經
済合同委員会が問題になっております
利子平衡税の問題であります。私は
ニューヨークへ参りました、これはお
そらく日本の言うようなことはだめだ
ろうというふうな観測を持っております
が、田中さんは一体どういうふうに
受け取られておられるのか、日米經濟合同
委員会における利子平衡税の

問題について、率直な御意見をひとつ
伺いたいと思います。

○田中(大蔵)大臣 利子平衡税につきま
しては、御承知のとおり昨年大平外務
大臣をアメリカに派遣をしまして、政
府の意向は十分アメリカ政府当局に伝
えてあるわけであります。その後大
平・ラスク共同声明がありまして、御
承知のとおり日本の國際收支が悪くな
るような場合には、お互いが検討をし
ながら利子平衡税の免除その他に對し
て措置をする、こういうことになって
いるわけであります。またその間にい
ろいろな打ち合わせをするために、共
同作業をする特別連絡委員会もつくら
れていくわけであります。これらの問
題については、昨年の九月I.M.F.總会
に出席しました当時、ジロン財務長官
との間にも長時間意見の交換を行なっ
てまいったわけであります。当時の考
え方としては、昨年の十一月の日米經
済閣僚會議の場合には、この法律案の
通過のめど、修正のめどがつくと予想
しておったわけであります。その後
は事情が変わりまして、ようやく下院
の蔵入委員会を通過したというよう
な状況であります。現段階において
は、おおむね三月の半ば程度をめどに
して兩院を通過するだろうというよう
な意思が明らかにせられております。

私がこれらの問題に對して申し上げま
したのは、カナダに特免事項があるに
もかわらず、より密接な關係にある
日米の間において日本にそのような特
免事項が適用せられないという差別的
な待遇に對しては承認をするわけには
いかなないのだ、こういう立場から、ただ
利子平衡税という問題だけではなく、
より高い立場から再検討を強く要請を

したわけでありまして。同時に大平・ラ
スク共同声明により、日本の國際收支
が悪くなったときというふうな考え方
ではなくて、悪くならないように、日
本側が良質長期の資本の導入をはかり
たいといっているのだから、現時点か
らでもこれらの問題に對しては積極的
に考慮をわすれずしたいということ
を強く申し述べているわけであります。

○佐藤(観)委員 田中大蔵大臣からい
ろいろ意見を承りたいと思ひますが、
何といひますと、利子平衡税の問題
は、日本側にとつて非常に大きな痛
でございまして、証券界が非常に乱れ
たのはその例でございまして、私が現
地で受け取った場合には、カナダと同
じような例外例は日本には適用しない
だろうという観測を持って歸つてまい
りました。これは田中さんがいろいろ努
力されておられると思うのであります
が、不可能だといふような見通しを
持っております。それと同じように、
武内大使にも日米綿業問題についての
いろいろのお話を承つておりますが、
アメリカは今年度大統領選挙があり
ます。そういう点で日本の經濟のこと
などは考へていない。申しわけに表
ではそういうふうに行つておられます
けれども、實際には日本の經濟のこと
などを考へておられると見受けられ
ない点が多々あると思ひます。そうい
う点で先

ほどから首相にも申し上げましたが、
日本では独自の經濟政策を立てて、
アメリカをたよりにしないような方法
をとらなければならぬのだといふ
うに考へておられます。特に田中さん
は御承知のように官僚出身の大蔵大臣
でなく、頭の切りかえも早いし、勘
のいい大臣であります。そういう点から

考へて、思い切つた經濟の施策を――
これは大蔵大臣だけでやるわけには
きませんけれども、そういう転換をす
るに絶好の機会じゃないか、ちよ
ういまフランスの中共問題とからん
で、日本が、一番近い中共との貿易と
あるいは朝鮮全体の貿易の問題は、こ
の際もつと検討して早く手を打たな
い。私は、日本は手おくれになるよう
な危険を感じているわけでございま
す。その点についての率直な御意見を
承りたいと思ひます。

○田中(大蔵)大臣 國際收支の長期拡大
安定といふことを考へますと、御承知
のとおり借り入れ金にも限度があるわ
けでありますから、できるだけ自前で
バランスをとつていくといふことに意
を川いなければならぬことは当然であ
ります。その意味で開放經濟に向かう
日本といひましたは、長期國際收支
安定策に對しては十分の配慮を行な
つております。その一つに海運の集約化
を行ないまして、海運企業の再建整備
をはからうといふことで、わずかに十
億であつたものを三倍、四倍に財政支
出をふやして、開發銀行に對する肩
わりをやつてやつたり、海運に對して
は國內施策も大いに進行しない、特に船
の増強に對しても六十四万二千トンの
船腹拡充計画を修正なく全額認めてお
るといふ姿勢に徴して見ても、政策の
考へ方はおおむねかゝると思ひます。

同時にいま税制案を検討しております
が、海運会社の内容等を考へながら
た強化育成の方向をとるためには、輸
出所得控除の制度が三月の末になくな
るわけでありまして、ガットの範疇に
ない海運収入という問題に對しても、
何らかの処置を講ずることができな

らば考へようといふことで、いま前
きで検討いたしておるのであります。

なお貿易の振興に對しましては御承知
のとおり税制改正で貿易振興諸施策を
強力に進めております。ガットで問題
にならない、國際慣行上認められる最
大限の努力を続け、貿易の伸長とあ
わせて貿易外收支の改善に意を用いて
おるわけであります。近く自治省から出
されると思ひますが、観光その他につ
いての外客に對する宿泊料、飲食料等
に對する税額の免除等の法律案を御審
議願おうといふのも、あわせてこの國
際收支の安定強化をはからうといふ考
え方に出ずるものであるといふことは
御了解いただきたいと思ひます。

基本的にはこうでありまして、何し
る戦後荒廢の中から、無一文の中から
立ち上がった日本でありまして、や
はりひとりで立ちがたくなるようにな
るの間、どうしても自己資金ではま
かないという範圍で外資にたよらな
い外資は導入をしてまいつたわけであ
ります。しかしアメリカ市場だけとい
うことではなくヨーロッパ市場に對
しての開拓も行なつております。御承知
のとおり昨年は英貨債の発行もでき
ましたし、また民間債二千五百万
ドル、一億ドル、大蔵市債二千五百
万ドル、一億ドル、アメリカ市場一
辺倒といふことではなく、世界的市場
からも安定的な外資を入れるように幅
広く考へておるわけであります。

○佐藤(観)委員 利子平衡税の關係で

一番影響のあつた日本の証券の問題で
あります。突如日本共同証券といふ
会社ができて一時さざえられましたけ

れども、きのうあたりの新聞を見ますとダウ三千三百円を割っているような形になっております。証券局が大蔵省にできるようなってありますが、政府にはどういふ施策があるのか。共同証券の問題について、田中さんと興銀の中山素平さんがいろいろと衝突したといううわさが出ておりますが、こういう問題についての人為的なやり方では証券界の現状は直らないという根本的な問題がある、その点についてどういふお考えを持っておられますか。

○田中事務大臣 この際、共同証券の問題につきまして明らかにしておきますが、過去にもそのような例があるというところから、証券会社、銀行等が共同証券式なものが必要ではないかという意見のあることは私も承知いたしておりました。しかし今回の共同証券の設立に關しては私は関与いたしておりません。また私は行政的にも指示もいたしておりません。ちょうど私は七、八年ぶりで伊豆の伊東に参つておりますときに電話があつて、共同証券ができましたから御報告申し上げますというわけで、全く任意、自主的にできたものであります。共同証券の設立に對してはいろいろな議論がありますけれども、運営よろしきを得れば将来の資本市場育成のために一助になるであらうということをお考えしておられます。証券市場といふものに對しては今までこの席で私も何回も御説明を受けましたけれども、何か証券を持つ者が国民の一部有産者だけであるというように考えではなく、いま佐藤さんが言われたとおり外国から金を借りないで済むような日本になるには、お互いが自分の金で、自己資本でこれをまかなえるということが原則でなければなら

らないわけでありまして。西ドイツは戦後十八年間であのくらいに大きくなりましたけれども、彼らは自己資本を主としてやつたわけでありまして。日本にはそれほどの力がなかったので外資に依存しながら今日になったというだけがおる、こういうことはけしからぬ、こういうお話ばかり承つておつたわけでありまして、今度は日一ぱい見積つたわけでありまして。六千八百二十六億といふのは、前年度の自然増収に比べて非常に大きいといふふうにござらんになるかも知れませんが、三十九年度の増収の六千八百二十六億のうち、御承知の三十八年度予算の第二次、第三次補正の御審議をいま願つておりますが、これをいれまして、今年度の自然増収は二千億といふことであります。でありますから、三十八年度の年度を通じての歳入税収を基準に見ますと、六千八百二十六億から約二千億引けるわけ

です。そういう意味からいいますと、四千八百億程度の増収を見積もつておるのでありますから、税目別に積み重ねて、しかも名目成長率九・七％で加算した数字でありますので、今度は国会論議を通じて、皆さんの御意向も十分反映しながら、まじめな立場で積算した歳入でありますので、この六千八百二十六億が過大であるとも過小であるとも考えておられない、適正な歳入見積もりである、このように考えております。

を盛んに選挙で宣伝して、實質的には減税にならぬような結果がたつきん出てきております。これは雑誌「エコノミスト」に「とりてしやまん」という題目で出ています。昔徴収と言わざるも相当徴収方法において無理をしておるという現状において、自然増収といふのは私は取り過ぎだと思つて、初めから取らぬでもいいのを取つて、そして予算に使うといふような悪い習慣があると思つて。これは予算からすれば、収入と支出がバランスが合つてこそ予算だと思つておりますが、最近の歳入のやり方はそうではない。こういう点について十分な注意をする必要があると思つております。

それをからもう一つは、先日御予算委員会でも池田総理大臣が、日本の税金が二二％だとすれば、フランスやイギリスあたりに比べれば低いといふようなことを言われておりました。これは国の事情、生活の事情も違ふので、私はそういう点についての質問をしたかつたのであります。総理がおられますので申しかねますけれども、少なくとも、いまの日本の税金というのは、田中さん自身大蔵大臣として税金を払つておられる立場を考慮されても、過重な税金であると考えておられます。今度の場合は、御承知のように、減税をする以上に物価騰貴でどんだんもの

御承知のように、政府は今度自然増収を六千億近く見込んだ。予算に對しては自然増収で毎年増加していることは、税の取り方とかに非常に無理があるのではないか。この点について、私は少なくとも税制のあり方としては不自然じゃないかといふふうに考えて

おられますが、大蔵大臣はどのように考えておられますか。

を盛んに選挙で宣伝して、實質的には減税にならぬような結果がたつきん出てきております。これは雑誌「エコノミスト」に「とりてしやまん」という題目で出ています。昔徴収と言わざるも相当徴収方法において無理をしておるという現状において、自然増収といふのは私は取り過ぎだと思つて、初めから取らぬでもいいのを取つて、そして予算に使うといふような悪い習慣があると思つて。これは予算からすれば、収入と支出がバランスが合つてこそ予算だと思つておりますが、最近の歳入のやり方はそうではない。こういう点について十分な注意をする必要があると思つております。

それをからもう一つは、先日御予算委員会でも池田総理大臣が、日本の税金が二二％だとすれば、フランスやイギリスあたりに比べれば低いといふようなことを言われておりました。これは国の事情、生活の事情も違ふので、私はそういう点についての質問をしたかつたのであります。総理がおられますので申しかねますけれども、少なくとも、いまの日本の税金というのは、田中さん自身大蔵大臣として税金を払つておられる立場を考慮されても、過重な税金であると考えておられます。今度の場合は、御承知のように、減税をする以上に物価騰貴でどんだんもの

○佐藤(觀)委員 いろいろ聞きたいことがありますが、時間がないので二、三の点にとどめます。

御承知のように、政府は今度自然増収を六千億近く見込んだ。予算に對しては自然増収で毎年増加していることは、税の取り方とかに非常に無理があるのではないか。この点について、私は少なくとも税制のあり方としては不自然じゃないかといふふうに考えて

を盛んに選挙で宣伝して、實質的には減税にならぬような結果がたつきん出てきております。これは雑誌「エコノミスト」に「とりてしやまん」という題目で出ています。昔徴収と言わざるも相当徴収方法において無理をしておるという現状において、自然増収といふのは私は取り過ぎだと思つて、初めから取らぬでもいいのを取つて、そして予算に使うといふような悪い習慣があると思つて。これは予算からすれば、収入と支出がバランスが合つてこそ予算だと思つておりますが、最近の歳入のやり方はそうではない。こういう点について十分な注意をする必要があると思つております。

それをからもう一つは、先日御予算委員会でも池田総理大臣が、日本の税金が二二％だとすれば、フランスやイギリスあたりに比べれば低いといふようなことを言われておりました。これは国の事情、生活の事情も違ふので、私はそういう点についての質問をしたかつたのであります。総理がおられますので申しかねますけれども、少なくとも、いまの日本の税金というのは、田中さん自身大蔵大臣として税金を払つておられる立場を考慮されても、過重な税金であると考えておられます。今度の場合は、御承知のように、減税をする以上に物価騰貴でどんだんもの

○田中事務大臣 いままでは税収の見積もりが多いといわれたことはないのをごさいます。大蔵省はいつでも次の補正財源として税収を低く見積つておる、こういうことはけしからぬ、こういうお話ばかり承つておつたわけでありまして、今度は日一ぱい見積つたわけでありまして。六千八百二十六億といふのは、前年度の自然増収に比べて非常に大きいといふふうにござらんになるかも知れませんが、三十九年度の増収の六千八百二十六億のうち、御承知の三十八年度予算の第二次、第三次補正の御審議をいま願つておりますが、これをいれまして、今年度の自然増収は二千億といふことであります。でありますから、三十八年度の年度を通じての歳入税収を基準に見ますと、六千八百二十六億から約二千億引けるわけ

です。そういう意味からいいますと、四千八百億程度の増収を見積もつておるのでありますから、税目別に積み重ねて、しかも名目成長率九・七％で加算した数字でありますので、今度は国会論議を通じて、皆さんの御意向も十分反映しながら、まじめな立場で積算した歳入でありますので、この六千八百二十六億が過大であるとも過小であるとも考えておられない、適正な歳入見積もりである、このように考えております。

を盛んに選挙で宣伝して、實質的には減税にならぬような結果がたつきん出てきております。これは雑誌「エコノミスト」に「とりてしやまん」という題目で出ています。昔徴収と言わざるも相当徴収方法において無理をしておるという現状において、自然増収といふのは私は取り過ぎだと思つて、初めから取らぬでもいいのを取つて、そして予算に使うといふような悪い習慣があると思つて。これは予算からすれば、収入と支出がバランスが合つてこそ予算だと思つておりますが、最近の歳入のやり方はそうではない。こういう点について十分な注意をする必要があると思つております。

それをからもう一つは、先日御予算委員会でも池田総理大臣が、日本の税金が二二％だとすれば、フランスやイギリスあたりに比べれば低いといふようなことを言われておりました。これは国の事情、生活の事情も違ふので、私はそういう点についての質問をしたかつたのであります。総理がおられますので申しかねますけれども、少なくとも、いまの日本の税金というのは、田中さん自身大蔵大臣として税金を払つておられる立場を考慮されても、過重な税金であると考えておられます。今度の場合は、御承知のように、減税をする以上に物価騰貴でどんだんもの

○田中国務大臣 からくりの御発言は、どうも表現が私にはびつたりきませんが、きつと学校会計の特別会計に

あります。道路譲与税のほうは、国が全額とった例もありますし、道路譲与税をつくったときは、国会では当然地

○野原(覺)委員 あなたの御答弁は、一応きようは御答弁として承っておきます。あなたには総理と違つて機会があ

いたい。新聞はいろいろ書いておりま
す。しかしあなた御自身から承るこ
とが最も真相だろうと思うから、フリー

ドマンさんとはどういふ話し合いをしてこられたのか、お聞きしたい。

○田中国務大臣 フリードマン氏と話をしましたのは、フリードマン氏も私もIMFのいすのままでお話しするのはありません、個人の立場でお話を申し上げる、こういうことであります。私も何回かお会いしている知己でありますから、いろいろなことを話し合ったので、二人の会議は正規なものでありますから、この内容をここで申し上げることはどうかと思ひますが、しかしどんなことを言つたかという大筋だけは申し上げられると思ひます。日本は世界に例がないほど健全財政をおやりになつておる。大体において国債を発行しておらぬといふことは、内閣債に對してはいへん御努力だと思ひます。歳入を当該年度の税収をもつて、九五%に近い当該年度の歳入をもつてやつておられるといふことに對しても敬意を払ひます。しかも自然増収があつた場合には、財政法の規定に基づいて二分の一を国債整理基金に入れるといふような、とても政党政治にはできないようなところでそういう問題を堅持しておられるといふことに對しては、これはアメリカでも他の國でも勉強しなければならぬ問題だ、そういう意味でわれわれは日本の財政金融に對しては危惧はありません。あります。ただ日本が四月にIMFの八条國に移行する、しかも九月の第一週には東京において記念すべきIMFの總會及び世銀の總會等が開かれるのでありますから、戦後わずか十八年間でたくましく育つた日本に世界の専門家が驚まつて、いろいろなエコノミストが言つておるよりに、見たい、聞きたい、

調査をしたいといふ考えでおられるときに、その記念すべき時期に國際収支が悪くなるようなことは万ないと思ひますけれども、できるだけ國際収支の安定といふことに對して意を用いていただくことが、友人として特別お願いしたいことであるといふ、こゝ言つたわけでありませう。私はそれに対していろいろ申し上げて、健全性は將來も守つていくつもりでありますし、——あなたはその間の事情を述べるといふのは、そのときに今度の予算も一〇%程度で押えたいと言つたことを言へといふことだと思ひますが、それは一〇%程度でおおよその根拠を示しておられます。しかし二四・三%、二四・四%、対前年度比ふえてきておる予算を、ことしの三月三十一日まで執行してきたのでありますから、十二月といふ、わずか六、七月しか過ぎておらないときに、二千五百億ないし三千億という金を切れればたいへんだと思ひますが、まあ政党政治でもありますし、議院内閣制でもあるので、与党との意思の疎通もはかりながら最終的な予算をきめるわけでありませう、できるだけ健全性を、特に超健全といふような方向で守つていきたいといふことであります。これは私の記憶に基づいての発言であることを御了承願ひます。

○野原(覺)委員 率直な御答弁には敬意を払ひたいと思ひます。フリードマンさんは、やはり新聞の報ずるところによつても、あなたに對しては過大な財政支出の排除を強調された。あなた

はそれに対して一〇%程度の伸び率でいきたい、こゝういふ意見を述べられておる。このことにフリードマンは満足して歸つておる、そういうことです。ところが事實一五%の伸びになつてきた。この事實一五%の伸びは、あなたがただいまもお触れになられましたが、昭和三十六年には二四・四%、三十七年には二四・三%、三十八年は一七・四%だから、過去三年間に比べれば一五%といふのは低い水準じゃないか、こゝういふようなお考え方であつたが、予算を組まれたとすれば、これは大問題だ。私が一番先に指摘いたしました、とにかく三十六年や三十七年、三十八年とは比べものにならない國際収支の悪化じやありませんか。しかも物価の安定にやつと池田さんは腰を上げて真剣になつてこようといふ池田内閣でしよ。これはこのときの經濟情勢とは違ふ。だから、同じ經濟情勢の頭から見れば低い水準かもしれないけれども、物価の安定と國際収支の改善が今日当面の日本經濟の課題なんだ。その課題を解決するための伸び率としては、私ははなはだずさん過ぎる、放漫過ぎると思ひます。しかもフリードマンに約束したことと違ふと思ひます。

これは外國人に約束したからどうだといふのじやございませぬけれども、一応あなたがIMFの為替局長とこのことを約束をして、そつして一〇%に抑えようといふとめた。抑えようといふとめたけれども、あなたのいまの御答弁にもあつたように、自民党内の圧力、先ほど私が言つた各党、各派会との大蔵省に對するタッグマッチのような暴力的交渉であつたはふらふらになつて妥協してしまつたのです。私は大蔵大臣

としてのあなたの見識をこゝで疑いた。あなたは政治家ではない、日本の財政を預かる大蔵大臣です。あなたが國會の財政方針演説でこの二つの課題に置くのだといふことを高々と述べているならば、なぜ一五%をもつと切り下げた対前年度比でないのか。一五%でこの二つの課題を解決できるのかでせぬのか、できるとすればその理由、根拠、これを述べ願ひたい。

○田中国務大臣 財政演説でも述べましたとおり、開放經濟に向かう日本でも安定と、当面物価の安定に對して重点的に配慮することは當然のつとめでありませう。この基本線に立つて予算編成方針をつくり、予算を編成し、現在御審議を願つておるのであります。

野原さんの、対前年度比一五%は一〇%に切つたほうがいい、こゝういふお話であります。私も考えたのです。こゝでひとつ田中財政をつくるために一〇%で中央突破するかと考えてみたのですが、それは誤りだといふことを私はそこで承知をして、現在御審議を願つておる予算を組んだわけでありませう。それはなぜかといふと、予算によつてすべて國際収支や物価の安定を期せるものではない、予算とは別な意味を持つてゐるものであります。社会資本の不足を補ひ、また国内不均衡を是正し、社会保障を行ない、文教を拡充、刷新し、こゝういふ長期的な國の目標を達成するための大きな目的に沿つて動いておるものが予算制度であります。でありますから、物価の問題等に予算が心理的な影響を与えるので、政府が國民に對して一年間の姿勢を出すときには一五%よりも一四%、

一四%よりも一〇%が確かにいいこととは思ひますが、予算委員會の御発言にもありましたとおり、革命的にやるといつた中小企業に對して一体どうなんだ、農業政策に對してこればかりの金を出して一体これが革命的なのか、生活保護費は二三%上げたが、なぜ一五%以上上げなかつたかと、御質問のすべでは、やはり日本が新しい國づくりをするために必要な予算が負わなければならない面が強調されておるのであります。でありますから、少なくとも財政といふものが經濟に及ぼす影響といふものを考えるときに、經濟に對してのコントロール、調整といふものは金融がその面を非常に大きく持つわけでありませう。でありますから、私は、財政と金融が一体になつて調和のとれた運営が行なわれることによつて、國民の負担にこたへて、國際収支の安定をはかりながら物価の安定に對して各段の協力を求める、こゝういふ言つたわけでありまして、これは一〇%ができればそれも一つの行き方であらうと思ひますが、そつでなくとも倒産が出ておるから一般会計から金を出せ、また金利を引き下げるには商工中金に出した金も少ないじやないか、こゝういふ相異なる國家目的の調和をしておるのでありますから、財政金融あわせて政府が所期しおられます効果をあげたいといふふうに考えておるのであります。

○野原(覺)委員 予算が膨張したが、それは國民のためだといふ考えを持つたらとんでもないことですよ。私どもは今度の予算に對してはその内容を重点的に効率的に組みかえる自信を持つております。いずれそれは予算委員會で

お目にかけますが、来年度の三十九年四月一日からIMFの八条国に移行するといふことになれば、為替面からの調節といふことは不可能なんです。そうしなければどうしても財政金融政策によつて景気調整をやる以外にないじゃありませんか。国際収支の安定をはかるのは財政金融政策による以外ないじゃありませんか。あなたは道路をつくれれば何かしら国際収支が改善するかのような言葉を弄されますけれども、これはとんでもないことです。私は、そういう考えで財政の方針を立てられ、その運営に当たられることを非常に不安に思うし、それではあなたが国会で言明されたあの二つの課題は解決できません。時間がないので非常に遺憾でございますが、しかも財政投融資を見てみますと一兆三千四百二億門、こうなつておる。そしてこの財政投融資の中心を見てみると、きのうも私もども社会党の大蔵部会を開いて検討いたしました。その原資はもうあらゆるところからとり尽くすだけとつてきておる。そして外債といふのがありますね。これは全く海のものか山のものかわからぬ何億かの外債まで原資にして、一般会計の三兆二千五百五十四億ではとうていまかなつていくことができないから、そのしわを財政投融資に寄せて、驚くなかれその伸び率は二〇・八％だ。私は、財政投融資と一般会計と二つを持ってきて健全財政かどうかといふことを問題にしていかなければならぬと思ふのです。そこでいま私は財政を申し上げておりますが、これは大蔵大臣御承知のように、一般会計以上に景気を刺激するものではございませぬか。これはあなたがよく御

承知のとおりだ。国鉄、道路公団や電電公社に投資をする、その影響は鉄鋼会社、セメント会社の投資を誘発していきます。一般会計以上に景気を刺激する財政投融資の伸び率を二一％に近づけるの伸び率にして、どうして一体物価の安定と国際収支の改善が期されますか。あなたは、またそれはその結果を見なければわからぬと言ふかもしれぬが、全くこういう膨張財政をとられて、そして表向きだけ二つの課題を解決するのだといふことはわれわれは納得できない。御説明願ひたい。

三月末で二千七百億が達成せられるといふ事実も御承知のとおりでありまして。三十八年度の末で二千七百億の郵便貯金が達成せられる、その原資をそのまゝ三十九年度原資として見込んだのでありますから、このような問題に無理はないと思ひます。

その次には、民間資本を非常に吸ひ上げておるといふことであります。これは御承知の金融機関資金審議会が財政の原資を引き受ける金融機関の方々が全部おるわけでありまして。この方々には、御無理であれば割り切りますよ、こういうことでござつたらんにお話をしたのであります。現在の貯蓄率は戦後最高でありますし、このような実態の中で、この程度のもは私たちのほうで引き受けます、こういうことでおきめを願つたわけでありまして。でありますから財政の総ワケをきめるときには、もうすでに引き受ける民間団体との話し合ひをして無理はないといふこととであります。政府保証債の発行限度といふものは非常に大きくなるじやないかといふのですが、もうすでに十一月、十二月は月平均百五十億のペースで発行をしておるのでありますから、三十九年度幾らか経済も大きくなるといふ事実から考えてみますと、この民間資金の活用といふものは無理な見込みで目一ぱい見積もつたわけではございませぬ。

もう一つだけ申し上げたいと思ひますが、これはひとつ大きな立場で考えていただきたいのであります。戦後非常にたくましく伸びたといひますけれども、皆さんの御質問のすべてについていいくらく国内不均衡をどうするのだ、また日本のあらゆる業種間の格差をどうするのだ、こういう問題に対しての御発言があります。確かに政治、行政の上でこれらを解決して国際競争力にたえていかなければいかぬといふことは政治目標の最大のものだと思ひます。そのときに自主運用といふところである民間資金の金融だけでこれらの調整が行なわれるかといふと、これは必ずしも言ひ得る求められぬものではないのであります。そういう立場から考えるときに、国内不均衡といふものが焦眉の急であればあるほど、一般会計及び財政投融資の任務といふものは補完的なものよりも、より高い立場からその制度上の効果が要求せられるわけでありまして。私はその意味において一般会計及び財政投融資の率を、ただワケを小さくするといふよりも、現在の日本、現在のわれわれ日本人にとつてやはり政府が国会で審議をしながら、国会の審議を経て一般会計及び財政投融資で効率的に投資が行なわれることによつて、よりよい日本の基盤が築けるのだ、こういうことに思ひをいたしていただいて、一般会計及び財政投融資を見ていただくと、あと残るものは、では金融をよほどうまくやれ、きつとこつという御発言になつておる。私も財政金融一体論を申し上げておるわけでありまして。

○野原(覺)委員 時間がないのでもう簡単にこれで終わりますが、私は一番最初にあなたに指摘したように国際収支の改善、物価の安定、この課題解決、そのために三十九年度の予算が編成されなければならぬ、あなたは始終それを主張してこられた。主張してこられたおきながら、あなたはお人よしといふのか、政治的な幅が広いといふのか

知りませんけれども、とにかくもうだれにもかれにも妥協しちやつて、そうしてどんだん要求はのむだけのんで一五％といふこの予算をつくつておる。これではできませんよ。これは申し上げておきます。これは議論ですから何時間でも私は議論したいと思ひますけれども、時間がなければはいずれ他日また議論いたしませう。

そこで、この問題に關連いたしますが、アメリカだつて過去十年間の伸び率は四・九％だ。英国は五・四、フランスは八・五、西独は九・六です。日本だけが二〇％近い伸び率を三年間続けてきた。しかもその日本だつて過去十年間の平均は一・七です。この経済的な非常時、大時代的なことばかもしれないが経済的な非常時と言われる今日、何ですか。この平均率の一・七ぐらいなところで押さえるべきだ。そうしなければ財政を預る大蔵大臣とは言えませぬ。このことを申し上げておきたいと思ふ。

それから、なおまたあなたの予算をいさいに吟味してみますと、非常なごまかしがあるのです。当然増すね、これを今度の予算で一五が一六、一七になると大へんだといふことをお考えになられて、あなたは六つも七つもの当然増の約束を与えてしまつておる。あなたのあとを継ぐ大蔵大臣が困りますよ。日本の経済は本年でおしまひますよ。日本の経済は本年でおしまひますよ。あなたが与えておる自然増は何か。港灣整備新五カ年計画、来年度から実施いたします。それから国民健康保険の家族給付率の七割引き上げ、これも四十年一月から四年間で実施いたします。やるならなぜ今度これをお考えなのか。それから厚生

第一類第五号 大蔵委員会議録第三号 昭和三十九年二月六日

一五

年金の給付改定、四十年四月から実施いたします。ことしじゃない、来年度の予算。国鉄の債務負担行為で四百億円の増が認められておる。農地復旧は法律がきまれば三十九年度は三百億を準備費から出します。これは予備費の問題もたくさんあります。日一ぱいの自然増収で災害があつたら一体何でもかになつていくつもりなのか、公債でも発行するつもりなのか、これは聞きたいところだが、その次は一番私が問題にしたい元利補給特別保証債の問題、あなたは先ほどフリードマンとの話の中で内国債は発行いたしませんということをおっしゃいました。内国債を発行しないから健全均衡の基調をくずさぬ、こうあなたはおっしゃいましたけれども、住民税の減税によって地方団体が減収穴埋めをして、あなたが認めた元利補給特別保証債なるものは、これは何ですか、これは償還のしりぬぐいを国がやるのでございませう。国債でしやう。これを国債でない、形式的には地方債かもしれない、しかし三分の二のしりぬぐいは国が完全にやるのでしやう。これは実質的には国債じやございせんか。内国債の発行をしないと言いなから、こういふことをあなたはやろうとしておる。こういつた放漫ずさんな三十九年度の予算になつておるのです、遺憾ながら……全くずさん放漫な予算になつておる。私どもはこのことは予算委員会その他でまたこれは十分論議をして、その対策を私も出したと思ひますが、以上申し上げて時間もございせんから、大蔵大臣私にいろいろ言ひたいこともあるでしやうが、いつでも私は望むところでございまして、せいぜい大蔵委員会に、予算委員

会もございませうけれども、出てきて、私どもにもあなたの御見解をお述べいただきたい。以上で終わります。

○田中務大臣 元利補給債だけの問題に限って申し上げます。

これは港湾五カ年計画、道路五カ年計画とか、家族給付の問題とか、これは国会の意思を体してかかることをやつたのでありまして、かかることはもう健全財政をより貫く一つの手段だと考えております。この住民税減税に伴う元利保証債を出したということに對して、これは国債だ、赤字公債だということをおっしゃるわけでありませうが、これは国債ではありません。赤字公債という考え方を持っておりません。これはまあ議論のために議論を申し上げるのではありませんし、もう野原さんも御質問を終わつたのでありますから、私もさういふ意味ですなおに申し上げますが、これは御承知のとおり非常に財政力の乏しい山間僻地の市町村団体が、普通の基準以上にとつておるものを基準までに引き下げようというのであります。東京や大阪のようにはなく、恵まれない、国の恩恵の及ばないところに住みながら、財政がない、地方自治という新しい制度をつくられたために、より高い住民税を納めなければ学校も建たない、道路もできないというふうな状態であることは、政府としてはこれをこのままにしておいてはならない、こういふ考えから住民税の減税を行なつたわけでありませうが、これは急激にやれば学校の半建ちのものをあと一体どうしてくれるのだということになるわけでありませう。

当然起債を今度見るのだし、一般の財源を賦与しておるのだから起債でやればいいのじやないかというところになれば、起債はいつか払わなければならぬ、こういふことになるわけでありませう。でありますから当然地方が、その自治体が負担すべき、人よりもよいとつておつたものを人並みにしなさいというところでありませうから、これを国がめんどろを見るのはおかしいという議論は当然ありますが、より高い立場から考えますと、北海道でも同じ問題がございませう。固定資産税は北海道はなぜ一億高くなるのだ、北海道は千万よりも四百万、三百万になる、この事実を徴して同じ元利保証債で救済したことがあります。また災害の激甚地帯であつて高率な補助をしておるけれども、それでもなお立ち上がれないという特別の場合に同じことをやり、皆さんの御賛成を得たわけでありませう。今度の対象市町村が地方自治団体の中には当然財源の調整を行なわなければならないという論が一部にあるにもかかわらず、なかなか行なえない現況において、いままですつておつた財源を取り上げる、やめるわけでありませうから、ある期間限つて、お互いが、国がめんどろを見ようということでありませうから、これが国の赤字公債だという議論はうなずけないのであります。同時に、皆さんに御審議を願ひ、また御決定を願つた政府保証債の制度また債務負担行為、これらのものがみな赤字公債だ、国債だ、こういふふうに認定をするには少々無理があるのじやないかというふうに考えます。まあさういふ議論よりもやはり住民税の減税は必要なんだ、さうしてそれに

對して必要以上にとつておつたのだから、君たちだけでもつてまかなえというのではありません。理論にすぎないところで、この程度のあなたのかい調整の措置を国が行なうことは適切である、こういふふうに御理解賜わればはなはだ幸甚であります。

○只松委員 政府は本年度予算で画期的な大幅減税を行なつておる、こういふふうには予算説明書の中でも宣伝をしておられます。また経済の成長率を本年度は七％に押える、こういふことで例年を大幅に下回つておられます。しかし自然増収というのには六千八百億、こういふことでかつてなく大きく見積もつておられます。

〔委員長退席、吉田(重)委員長代理席〕

世の中にはいろいろまい話がありますが、さういふふうには減税はする、成長率は低くする、しかし税金は、実質上は一番多く自然増収を見積もる、これはどこかにうそがあると思ひます。野原委員はからくりがある、こういふふうなことはで聞きましたが、あつてお聞きしますが、どこかからくりがある。私もさう思ひますが、あるいは財界の見通しによると、経済成長率は一二・三％ぐらいになるだろう、こういふふうには言われております。こゝういふ見通しが正しいか正しくないかは年度末になればわかつてきますけれども、はたしてこのとおり、経済成長率あるいは物価の騰貴にいたしましては四・二％、こういふふうには政府は言つておりますが、答申で示されたとおりにまだに確信がありますか、その見通しに間違いございせんか。

○田中務大臣 予算を提出いたしましたときに申し上げた国際収支と物価、こゝういふことでありますが、私は、総理大臣が毎度お答えしておられますとおり、物価はできるだけ下げようというよりも、安定的な物価の状態、特に年度間を通じて三％、対三十八年度比四・二％で押えなければならぬ、押えたというところを深刻に考えておるわけでありませう。三十九年度の経済成長率は名目九・七％、実質七％と押えておるわけでありませうが、いままでは四・五％といへば七％になり、六％と押えれば八・一％になる。このような状態から考えまして、一部で言つておられるという御発言でございませうが、三十八年度は八・一％ではなく、三十八年度は政府が考えておるよりももう少し伸びるのじやないか。三十九年度の名目九・七％という政府の考え方が一二・二％になるというふうには考えておられるとしたら、これは物価も上がる、国際収支も非常に悪化する、こゝういふことになりませうので、今度は名目九・七％にどうしても押えたい、押えるようにあらゆる立場から努力をした、こゝういふふうには考えておるのであります。予算と財政投融資、また金融等を通じまして、私は、名目九・七％以上にならないように国民各位の理解を求めながら、今度こそ一〇％をこさないといふことだけはひとつ十分達成をしなければならぬのじやないか、それが政治、行政の最も大きな目標だろうとさう考えておるのでございませう。

○只松委員 一〇％を絶対こさせない、こゝういふことでありますが、さういふことになりませうと実質上六千八百

億というのは全くぎりぎりの自然増収といいますが、予算増収の見通しになるだろう、まあ一ぱい一ぱい予算、こういうことになるだろう。そうなるてまいりますと、たとえば官公労でいま一律五千円のベースアップを要求しております。去年は人事院の六・七%の勧告でも百二十一億円の補正予算が組まれておる。世界の資本主義国の三本の一つの柱、こういうふうに政府もこれを宣伝しておりますが、そういうことになれば五千円のベースアップは当然のこと、それでもまだ低いわけですから、これをお認めになるかどうか、認めるのであれば人事院がまず勧告するわけですが、とにかく人事院勧告があればそれを認めるかどうか、そうするとこれだつて相当大きな金が必要で、あるいは災害その他が起これば必要になってくる。ぎりぎり一ぱいの予算を組んでおいてそういうものにどう対処する見通しでありますか。

○田中国務大臣 災害につきましては災害予備費百億、こういうものを新しく設けたわけでありまして、でありますからこの意味では健全性の中にも健全性を新しくたつたわけでありまして、「自画自賛だ」と呼ぶ者あり、それはいままでもなかった。二百億プラス百億でありますから、これは新方法としてお認めいただきたいと思ひます。

人事院勧告の問題であります、これは御承知のとおり物価五%ということでありまして、今年度は開放経済に向かつておるのでありますから、少なくとも物価は年度間を通じて三%以内に抑えたいということをお先ほどから申し上げておるわけでありまして、政府が企図しておりますやうなこの状態

が続けば私は人事院勧告がないであらうといふふうに考えますし、あなたと先ほどからお話をやっておりますやうに、政府が企図しております年度間を通じて三%をこすということになれば人事院勧告もまた当然そこで出てくるわけでありまして。しかしこ一番将来の日本のお互いの生活を考えるときには、物価と賃金の悪循環がどこまでも続いていくといふやうなことはどこかで断ち切りたい、また断ち切らなければいかぬ。これは政府だけの考えよりも国民すべての協力のもとに、やはり開放経済に向かうときにはえりを止して、ほんとうに将来の日本のために、そうすることによつてわれわれの実質賃金が上がるのだ、またそうなれば物価論者と思つて、物価が上がつたよりも賃金が上がつた率が低いとか、お互いがそういう議論をいつもしておるよりも、より前向きなことを考えるやうにするために、物価の安定といふものは絶対に必要であるといふふうに考へておるのであります、人事院勧告をいま答弁申し上げるのは時期的にも非常に苦しいわけでありまして、私は人事院が出さなくても済むやうに物価を抑えたいという立場でいま考へておるわけでありまして。

○只松委員 いま私から言わせれば、春闘を前にしてたいへん重大な発言があつたのですが、人事院勧告を出さないようにしたい、その前には人事院勧告はないやうな発言がありました。これはきわめて重大な問題ですが、財政投融資その他二%をこすものがあつて、いろいろなものを合わせると一四・八%の伸びではなくて、私、全部計算しておりますけれども、おそろ

く本年度も一七、八%のいろいろなもの伸びがあるわけですね。そういう中で、財界あたりも銀行その他を見ましても、ほとんどのものが一〇%をこすと本年度の物価高を見越しておる。政府が表面上はこういうことを言つておる。私が一番最初にうまい話だと言つたやうに減税はする、それから経済成長率の伸びは抑える、自然増収を多く見積もる、そういうことを言いながら結局何かやはり政府の腹としては、そういうことで経済成長率はなかなかとどまらない、物価は上がつていくだろう。そこで年度末には何とかしなければならぬ、こういうことは考へておられると思ひます。いま人事院勧告が出ないで済む、こういうことをおつしやいました、それはそのこととして人事院勧告だけ切り離すといふことはあれですけれども、大蔵大臣でありますから、これがたいへん重要な問題であります。ただ物価の問題だけからですか、それとも人事院勧告はしない、こういう腹づもりで……

○田中国務大臣 私は先ほど申し上げましたとおり、現時点で人事院勧告の問題にお答えすることは非常にむづかしいことではございますが、せつかつの御発言がございましたので、お答えできまじやないと思ひます、お答えできまじやないといふことではと思ひます、私の現時点における立場で申し上げたわけでありまして。まあいろんな御発言がありましてから、人事院勧告に対しては、人事院勧告が出たときに政府としては慎重に誠意をもつて考へるであらうといふことだけを申し上げて、前言は取り消してもけっこうです。

○只松委員 時間がございますので次に移りますが、開放経済に移行していろんな問題が起きてまいりますが、その中の一つの租税特別措置法との関連をお聞きしたいと思います。開放経済と、ある特定の産業を税の特別措置をして守つていく、こういうことは一見矛盾するわけですが、これを矛盾するとはお考えになりませんか、当然とお考えですか。

○田中国務大臣 ただ一つの人及び法人等を救済するためにいろいろな法律を出す、また特別措置を行なうということになると議論の存するところでございまして、国全体として考えたときに、国の利益を守るためにこうしなければならぬという立場で考えた場合の特別措置といふものは必要であるといふ考え方を持っております。

○只松委員 時間があれば、この特別措置法が、大正二年に重要物産の免税という法律を制定されて、戦時中、シャウプ勧告その他ずっと変遷してき、こういうことについてもおつしやない、こうしたいところではございますが、時間がございますのでその点省きますけれども、特別措置法を制定してこの数年間、減税額といふのは幾らになつておるか。それから、その減税をしてから具体的にどういう効果があらわれ、特に効果があらわれてきておるやうなものがあるれば、ひとつお示しをいただきたい。

○田中国務大臣 三十八年度のベースで考へて千九百九十億だそうでありまして、それから効果の問題は、租税特別措置の各項目別に申し上げます、いまの

輸出特別措置があつたために輸出が非常に伸びたといふことは一つの大きな例でありますし、またその他各項目によつて伸びたものが、そうすることによつて倒れる企業も倒れなかつたし、またそれによつて国際競争力がつたといふやうな問題は各般にわたつて立証できるわけでありまして。

○只松委員 たとえば東洋レーヨンが、特別措置を受けながら三割というやうな配当をしておつたことがあるわけですね。こういう点はたいへん誤りといひますが、矛盾といひますが、特別措置法の行き過ぎといふやうにお考えになりませんか。

○田中国務大臣 租税特別措置法の問題のときには、特にそういう問題が出るのであります。私が今度造船及び海運等に対して特別措置をやらなければならぬ、こう言つたときに、いみじくもある人が「これは租税調査会の委員の方であります、あなたは石炭企業に対して特別措置をやらなければいかぬ、場合によつては税金の中からやらなければいかぬ、そうすることによつて社会不安はやはりなくさなければいかぬ、将来の資源を守らなければいかぬと言われたけれども、かつてはもうかつたし、何割配当もしておつたし、経営者の悪さによつて石炭企業はこうなつたのだ、こういうことを考へないでどうして特別措置をやるのですか」といふ御議論がありました、それについて私は時間がなくて反論はしなかつたけれども、特別な事例だけをあげて、こういう不当な租税特別措置は要らないのだといふやうなお話もありまして、全般的に国の立場から見ても、輸出企業が絶対にそう

いう措置が必要であるとか、また海運とか、造船とか、石炭とか、国内石油に對しての措置をとっておるかとかいうような、こういう一般の国税だけではなくて地方税、関税その他においてもそうであるが、特殊な制度をとつておるといふことは、必要があつてやつたわけでありまして、その特別措置の効果は十分国に還元をせられておるといふように考へております。東洋レーヨンの問題は私はよくわかりませんが、三割配当をしておるといふような大企業に特別措置がいつておるといふことがいのかという議論に對しては、議論があると思ひます。しかしそれは何割配當に制限をするといふような法律例もあります。いま私鉄助成法については、一割配當をする場合には国から受けた助成金は返還をしなければならぬ、こういう制度があるわけであり

ますが、東洋レーヨンがどういふ特別措置によつて利益を得たかという問題に對しては、主税当局から検討してお答えを申し上げます。

○只松委員 そういふうちに、結局高配當をしながら特別措置を受けるとか、いろいろな矛盾があるわけでありますが、これは考へるによつては税金の前払い、こういう形のものにもなると思ひます。しかもいまの答弁で、昨年だけでも千九百九十億のほつ大な額にのぼるわけでありまして、これはこういうふうな特別措置をするのではなくて、ひとつ出すものは出す、そのかわりにやるものはやる、補助は補助でやるという補助金制度を別個に考慮する必要はないか。現行の特別措置法をそのままに維持することが正しいといふふうにお思ひですか。それとも今

後これを検討し変更していく、こういう考へがあるかどうか。

○田中国務大臣 税の問題に對しては議論のあるところでありまして、税制調査会で四十一年までかかちまして税法のあり方も含めて検討する、しかもこれは徴税をする側だけわかつておつて納める国民はわからない、私も読んでよくわからない点がありますので、そういうものをひとつ抜本的に検討していただきたい。特にいまの特別措置の問題も、これを補助金制度でやるほうがよいのか、あわせて補助金制度の合理化審議会がございまして、これらの機関で、政府の立場といふような特殊な立場ではなくて、民間有識者の意見で中立的な高い立場で御検討願うといふことにしておるわけでありますので、これが答申を待つてきめたいと思ひます。

○只松委員 この千九百九十億、二億億近い金がほとんど国会の審議を経ないで——税といふものは国会の審議を経る使用わけですが、この特別措置といふものはほとんど通産省のあれで処理がなされておる。行政機関の手に握られて処理されてしまふわけでありまして、もう少し国会に事前にかける、あるいは国会審議の対象にする、そういう考へはありませんか。

○田中国務大臣 先ほどから申し上げておりますとおり、三十八年ベースに換算すれば千九百九十億といふふうなお答えを申し上げたわけでありまして、この中には金融機関に対する資本蓄積の問題とか貯蓄増強とか中小企業に對するいろいろな償却制度の問題、そういう問題を全部含んでおるわけでありまして、これをこまかく年度間において報告する、こういうことになりましてなかなか——御質問があればいまお答えしませんでしたようにこうしてお答えをするわけでありまして、税制調査会等においては十分資料を提出しております。いままで二十五年以上国税でもつて減税したものが一体いまのベースで換算して何兆円になるのか、また所得の控除の限度を上げたといふものが一體幾らになるのか、また特別措置をやつたものがどうなるのかといふような計算はそのつどやつて、税制調査会の審議の御参考に供しておるわけでありまして、国会にそのつど何らかの方法でいふことに對しては、これはなかなか膨大なものになると思ひますので、こうして大蔵委員会等で御審議のときに関連資料として提出を求められれば、私のほうではいつでもお出しをして審議の参考にいたしたい、こう考へます。

○只松委員 報告をしるというのじゃなくて、税金と同じように国会審議の対象にする方途を考へるべきじゃないか、こういうことを言つておるのです。時間がございませぬのでまた他日に論議することといたします。

最後に一点、日本信託銀行といふのを御存じだと思ひますが、大蔵省でどの程度銀行管理、監督してやるか、その中で——時間がございませぬので一緒にまとめて聞きますが、資本金二十四億四千万円の中から日本ロールといふのに十六億四千万円近い融資がなされておる。こういうこともありますし、あるいはまたこの信託銀行では争議をやつておりました、その争議が長く続いておりました。こういうことを御存じかどうか。

○田中国務大臣 ちょっと記録によつてお答えします。

日本信託銀行から日本ロールに對して金融をいたしておりました。日本ロールが信託銀行の株を持つておるものは、総株数四千八百万株のうち六十三万株所有をいたしておりました。

それから日本ロールと信託銀行及び労働組合との問題等について、これは私の手元にあるものを申し上げます。これは、一方的であるといふふうにお思ひにならないように、悪ければ訂正いたします。

〔吉田(重)委員長代理退席、委員長着席〕

御質問によりお答えいたします。

日本ロール株式会社は、昨年二月従業員三十三名を解雇いたしました。解雇された者は、不当解雇なりとして会社を相手に闘争中、本社前にデントを張つてがんばつております。

第二は、彼らは全国金属労働組合の応援を得て、日本信託銀行に抗議文を出したり、預金者組合と称するものをつくつて、日本信託の各支店に十円ずつの預金のさみだれ預金などをしております。それからそのほかにも日本ロールへの融資を打ち切れといふようにな申し出もしております。

第三は、日本信託におきましては、三十五年に組合の委員長と副委員長を解雇、その事件は現在中労委において係争中であるが、全金属は日本ロールの解雇事件が似たような事件で、その後日本信託がいたしております。第四は、日本信託においてもかかる問題に對しまして、預金者組合の突

態がはつきりつかめないといふことで、現在困つておるといふことであります。

参考に申し上げますと、日本ロール製造株式会社の社長は青木運之助氏といふことであります。資本金二億六千万円、従業員は千三百八十一名、月の商売高が三億二千万円、利益は半期約二千万円程度、借入れ金三十億四千万円、このうち日本信託から借りておるものが十四億四千万円でありまして、都市銀行との取引等によつておりました、ロールメーカーとしては一流企業であります。日本信託とは十年以上の取引であります。

以上がいままで私の手元で知り得る報告であります。

○只松委員 日本ロールへの融資について額が示されませんでした、それがわかつたらあとでお知らせいたしたい。

○田中国務大臣 十四億四千万円です。

○只松委員 それから内容を申し上げますと、三菱信託が三菱系統で一番大きいのですが、これが六億三千万円ぐらしか貸してないの、すば抜けて日本ロールには非常に大きい額が融資されておるわけ。そこでまた、日本信託そのものに争議が起つておりました、従業員が約七百人ぐらゐる中で役付が半分、十人の役付と五人の平社員しかいないといふことで、ほとんど役付にして信託会社の信託業務に差しかつておる、こういうことも起つておりました。時間が経過いたしましたので省略いたしますが、そういう点についてひとつ十分大蔵省の御監督を要望いたしまして私の質問を終わります。

○山中委員長 午後一時三十分より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時五十分休憩

午後一時四十一分開議

○山中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行します。春日一幸君。

○春日委員 私は、本委員会が所管しております当面する重要な諸問題三、四点について、質問いたしたいと思います。限られた時間が五十分でありますから、私も要約いたします。御答弁もしかるべくお願いいたします。

第一番は、利子平準税に関する問題であります。午前中の質疑応答によつて承知いたしました。大平・ラスク共同声明においては、国際収支が日本において悪くなった場合、免除あるいは特別の措置をとるとする協約がされておる、こういうことであります。私もそれは当時新聞において承知いたしましたのであります。ここに国際収支の悪くなった状態とは、日本の外貨準備高がどの程度に減少した状態をいうものと両国間に了解されておるのであるか、この点をお示し願いたいと思ひます。

○田中事務大臣 大平・ラスク共同声明によりまして、深刻な経済上の困難がきた場合というのであります。それから、深刻な経済上の困難といふことが、どういふふうな該当するかという問題については、基準を申し上げることはできないと思ひますが、外貨準備、国際収支、日本の国内の経済動向等によりまして、総合的に検討、判断されるべき

ものだ、こう考へております。大平・ラスク共同声明はこういうことになつておりました。今度の日米合同委員会でも確認をされたわけでありました。しかし私は、こういう問題とは別に、昨年の九月IMFの総会の際も、随時特免を行なうように、こういうことを言つておるのでありますから、これらとあわせて絶えず免除という問題に対しては交渉を続けてまいりたいといふふうに考へます。

○春日委員 当時大平外務大臣は、この問題が日本経済に与える影響の重大性にかんがみて、急速訪米され、ラスク長官との間で話し合いが深くなされ、その結果として、あのような共同声明によつて、両国の共通の理解というものがここに表明されておるのでございいます。あなたとジョン長官との間において、しばしばそういう問題について話し合いがされたが、これは田中大臣が一方的に要請されたにとどまつて、相手からは格別の保証は得られてないといつておられます。したがつてわれわれは、この利子平準税がわが国経済に与える重要性にかんがみ、しかもわが国が当面いたしております最も大きな政治課題は、本年度においては、しばしば論じておりますとおり、国際収支の改善、それから物価の抑制にあると考へます。したがつてアメリカにおける利子平準税の日本に対する適用のいかんという問題、これは除外措置は当面されないといふことはわかつておるが、しかし悪くなった場合には特別の措置をとるといふのでありますから、したがつてはなはだ悪くなった場合とは何ぞや、こういう問題について、ある程度具体的な

共通の理解というものがなければならぬと思ひるのでございいます。二十数億ドルに比べれば、十八億何千万ドルの現在だつてそんなにいい状態ではありませぬし、また本年度の国際収支の逆調は、すでに悪化する方向にあると、これは推測されておるところでございいます。だからいかなる状態が国際収支がはなはだしく悪化する状態であつて、またその悪化した時点においてアメリカが利子平準税の免除をするとか、あるいはアメリカの言ひ友情を示されるのか、アメリカの言ひ友情を示されるのか、然共同声明の趣意にかんがみまして、共通の理解というものが取りかわされおつてしかるべきであると思ひが、この点についてどうなつておるのか、伺つておきたいと思ひます。

○田中事務大臣 この際明らかにしておきますが、利子平準税の問題に対しては、三つに分けられるわけでありまして、その一つは、利子平準税がまだ通過をしておらないので、ニューヨーク市場がオール・ストップして、通過したときよりもまだ梗塞状態にあるという問題が一つ。もう一つは、利子平準税が通過をした場合、特免事項がきめられない場合を想定して考へますと、現在の利子に対して〇・七五ないし一％よけい利子を払わなければいけないといふことでございいます。六％に対して七％払わなければいけない。もう一つの問題は、アメリカが特免を認める、こういうことであります。でありますから、特免問題に對しましては、私のほうでは大平・ラスク共同合意書に基づくものよりもよりであります。が、十八億ドル、二十億ドルと言わないで、

この合意書もとりよりはるけれども、日米間の友好の問題、それからいやくもカナダに対して特免を行なう、こういうことにかんがみまして、日本も差別待遇を受けるようなことは困る、こういうことで、利子平準税がまだ法律にならぬ現在でも、絶えずそれが特免を訴えておるわけでありまして、でありますから、経済上の困難に達した場合はもちろんであります。が、困難に達しては困るので、日本政府側としては達せざるために、利子平準税の免除を求めておるといふ実情であります。

○春日委員 その点はわかつております。ただ問題は、この問題の重要性にかんがみて、当時わが国を代表して大平外務大臣がアメリカに参り、ラスク長官との間で遺憾の話し合いが行なわれ、しつとして共同声明にそれが集約をされて世界に明らかにされた。それは日本の経済状態が著しく悪化した場合において特別の措置を講ずる、こういうことになつておりました。われわれが期待するその特別の措置が講ぜられない状態とは、日本の経済状態、すなわち外貨準備高がどのように減少した時点であるのか、共同声明のその權威にかんがみて、この点については大まかな話し合いが当然なされておつてしかるべきであると思ひが、共通の理解があるのか、それともその点については何ら具体的な話し合いはなされてないのか、この点をお示し願ひたいと思ひます。

○田中事務大臣 この深刻な経済上の困難といふものに対しては、このとおり表現されておりますし、このとおり理解をしております。しかし私は、財政當局者としては、別な立場から、深刻なる経済上の困難がきた場合はもとよりであるが、それよりも前に、日米友好のために、現在の時点において法律が通つた場合には――あまり好ましい法律ではないといふことさへはつきり言つておるのでありますから、好ましいことでもないし、やむを得ず通るとしたら、日本に対して特免事項を適用せられたいという、去年の七月のケネディ教書発表当時から姿勢は、くずしておらぬのであります。

○春日委員 あなたが何と申されても、日本国を代表した大平君が、アメリカを代表するラスク長官との間において、この利子平準税の制度といふものは通るものとして、しかもカナダは特免をするが、日本は特免しないものという前提の上に立つて、しかも現段階においては三月中旬ごろには両院を通過するであろう、そういうような現時点において、しかもわが国の国際収支はいままのようによい日を追うて悪化の徴候にある。この時点において、いわゆるこの共同声明の中身は何を意味しておるのであるか。日本の国際収支といふもの、すなわち悪化状況といふものは、外貨準備高がどの程度減少した時点が著しく悪化した状態と想定するといふ、そのような共通理解があるのか、また全然そういうことについてはないのであるか、この点を端的に御説明願ひたい。

○田中事務大臣 先ほど申し上げましたとおり、外貨準備の問題、国際収支の状況、国内経済動向等を土台にしまして、現在ワシントンに日米間のこの問題に対する特別協議会が持たれておるのであります。大蔵省から参つてお

においてもしばしば論ぜられ、商工委員会においてもまた同様。過ぐる本会議におきまする私の質問に對し、總理大臣は、これは大蔵大臣が決意をいたしておる、公正取引委員長はこれに對して重大な関心を持つて解決に進んでおると述べられておる。總理みずからも、この歩積み、兩建ての廃止について、今後は以前以上に力を入れていくことを誓うと述べられておる。この行政の誓約であります。大蔵大臣は、この總理の言明に基づいて、その禁止について、いかにこれの実現をはかつていかれる御決意であるか。このとさらに本會議において、大蔵大臣が決意をいたしておる、それから公正取引委員長はこれを重大な関心を持つて解決に進んでおる、總理は、十年來の持論であるから、私はこのことを解決することを國民の前に誓うと述べられておる。このことにかんがみて、もはやこの問題は重大な段階に入つた段階であると思ふが、いわゆるその大臣の決意なるものは何であるか、この際國民の前に明らかにされたい。

○田中務大臣 歩積み、兩建ては長い間の商習慣の一つであります。戦後、特にこの四、五年來、歩積み、兩建てが弊害を伴つておる状況でありましたので、これが解消に對しては遺憾なき処置をとらうという考えを持つております。その一つの具体的なやり方として、銀行検査を行つたわけでありました。第二の問題として、相互銀行に對して歩積み、兩建て解消に對し、一つの目標を定めて、具体的な解消方法の提示を求めて実行を迫つておるということでありました。それ

の第三点は、都市銀行を含む市中金融機関に對して、歩積み、兩建てに對して、これを解消するために自主的に具体的な方策の樹立を求めておるということでありました。銀行も、歩積み、兩建て問題が非常にやかましくなつてまいりましたので、まじめな態度で、大蔵省に迷惑をかけないようにして、歩積み、兩建ての解消に對して遺憾なきを期すということで、現在鋭意歩積み、兩建て解消方策に對して立案をいたしております。第四の問題としては、政府三機関の窓口である金融機関であつて、自分の協調融資の負担に對して歩積み、兩建てを求めているというふうなものに對しては、これが業務の取り消しを命ずるという手きびしい通達も行なつておるのであります。このういふものに加えて、第五点として、やむを得れば、公取が特殊指定を行なつても、歩積み、兩建ての解消に對して積極的に対処するという体制でありますので、歩積み、兩建ての解消の方向に進んでおるものと考へております。

○春日委員 いまよりやくにしてその解消の方向が示されたというだけでは、きわめて遺憾でございます。總理大臣の答弁は、重大な決意、それから解決に向かつて進んでおる、こういうことを言つておる。ところがあなたのいまの御答弁によると、解決の方向へちよつと姿を見せておるのだ、こういうふうな程度のこと、きわめて遺憾です。金融機関の自衛措置と稱するもの、これは銀行局との間にそれぞれの連絡があつて作成されたものであると思ふが、これによりますと、相互銀行では、債

務者預金が總預金の三〇%をこえる場合には、その超過分を二年間で減らすこととし、それから全銀連の方法では、債務者預金の二〇%ないし二五%を占めている拘束性預金の比率を、二年間に二〇%減らすことに努力する、同時にまた苦情処理機関等を併置するというようなこともありますが、こういうような二つの自衛策に對して、大蔵省がこれを了承し、その自衛措置と稱するものを監視していくという方針に固まりつとあると何つておるのであるか、事實關係はいかがでありますか。

○田中務大臣 具体的なこまかい問題に對しては銀行局長から答弁させますが、この歩積み、兩建てという問題に對しては、商習慣であるということと、それから故意に無理をして歩積み、兩建てを強要しておるというふうな問題、なかなかむずかしい問題があるものであります。そういう意味で、現在の段階においては、相互銀行に對しては、求めた歩積み、兩建て解消の方策を了承しまして、これを必ず守らせるようにということを考へておるわけでありました。

○春日委員 私はまことに異様なことを承ると思つております。少なくともわれわれは長い時間をかけて、商工委員会でも本委員会でもこのことを深く論じておる。金融機関はまだこの歩積み、兩建てが、独禁法に違反する疑いのある行為であるということについて何らの認識がない。このような明白かつ単純な論理を、金融機関に正しく理解せしめていないということは、監督官庁として一体どうしたことかあります。たとえば、いまかりにこのよ

うな相銀方式にしろ、あるいは全銀連方式にしろ、これを実施していくということになる、どういふことになるか。すなわち相銀方式によれば、總預金の三〇%までの歩積み、兩建てはいふことにはなるのです。また全銀連方式によると、債務者の預金の二〇%の二割、これを減らしていくというのだから、四割引いた一六%、これまでは歩積み、兩建てをやつてもいい、合法化される、こういうことになるのです。私はこの問題については、ひとつ大蔵大臣に深甚なる検討を願ひたいと思ふ。同時に大蔵当局、關係担当官も、深く本質、根源に於いて検討願ひたいと思ふ。歩積み、兩建ての問題は、このような程度の問題ではなくして、個々の行為に關する問題なんです。よろしうございませうか。程度が少なければそれでいいという問題ではこれはないのです。たとえば五五円までは五五円まで盗んだら、そんなものはどろぼうではないということではないのです。五五円盗んだ個々のどろぼうは、いわゆる物盗罪として処罰を受けなければならぬ。これは不当なる取引行為、不正な取引行為ですね。程度の問題ではなくして、質の問題なんです。よろしいか。あなたのはうがいま相銀方式にしろ、あるいは全銀連方式にしろ、それは債務者総預金の中に占める割合が三〇%までのものはいいというふうなことになる。五五円程度までは盗んでもよろしい、ところが五五円以上盗んではいけない、その盗んだ分は被害者のところに返さう、こういうふうなばかなことはいいけないと思つておる。この

ことは、日本の中小企業がいま特に資金梗塞で苦しんでおるし、のみならず開放経済において企業金の負担を軽減しなければならぬということは、あなたみずからが提唱されておることである。公定歩合の問題よりも、歩積み、兩建てをなくさなければならぬということは、あなたが在野當時しばしば提唱されたところである。

〔委員長退席、原田委員長代理着席〕

日本銀行總裁すらもこれを強調しておるところである。そういう意味で、これはなくさなければならぬと言ひ、總理は本會議において、重大な決意をあなたがつけておる、と言ひ、私もいままで以上に熱心にこの問題の解決を國民に誓ひ、こう言つておるながら、三〇%までの歩積み、兩建てはよろしいとか、あるいはその中の一六%までのものは歩積み、兩建てにしておいてよろしいとか、これに對してあなた方が了解を与えて、今後そういうふうにしていくように監督するとは何事か、これは程度の問題ではないのである。これはその行為の個々にわたる質の問題である。不正な取引、不当な取引行為、これは独禁法が禁止しておるところなんだから、立憲法治國において法律に違反する行為をあなたのほうで奨励する、という手がありますか。この問題はわが國の経済、この健全なる発展ですね。そして公正なる経済秩序を確立せねばならぬという、お互いに課せられておる重大使命にかんがみて、このことは銀行が迷惑をされよう、とどうしよと、そのことは問題の本質に於いて解決せなければならぬ問題

であると思ふが、いかがでありますか。

○田中務大臣 歩積み、兩建ての解消ということに對しては、私も非常に深刻な考えを持つてやつております。これは春日さん、ひとつお認めをいただきたい。いまあなたが話の中で、刑法犯罪と同じように言われましたが、これはちよつと違ふのです。万般承知の上からお話になったと思ひますが、これは刑法犯罪であれば、もちろん五百円であつても犯罪を構成するわけでありまして、この歩積み、兩建てというのは、金融機關の持つ一つの特殊な商慣習として、これは世界じゅうに存在するのであります。これは金融機關が預金を集めるということと、その預金をもとにして貸し出しをするという金融機關の業務からくる必然性でありまして、これはある程度の歩積みというものは許されるのであります。これはどこの新聞にも出ておる決算のバランスを見ても、資産表を見てもすぐおわかりのとおり、三百億を借り入れておきながら、反対欄には二百億の預金を持つておる。二百億の預金を持つておるなら、なぜ相殺勘定を起こして、百億借り入れて現金ゼロにしないかということでありまして、経済が動いておるのでありますから、そういう意味で兩建て方式をとつておるといふことはあり得るのであります。ただいまあなたが言われておるもの、私が考えておるものは、借り主の弱みにつけ込んで銀行が強制的に歩積みを行なわせる、いわゆる借り主の意思に反して重大な不利益を強要しておるところに、大きな問題があります。でありますから、こういう問題をどう

しても取り締まらなければならぬ、こういうことであります。この商慣習による歩積みと強制的な歩積みといふものに対して、なかなか区別がでないのであります。でありますから苦情の相殺所を設けるとか、苦情相談所を設けるならば大蔵省に設けたほうが一番いいと、きょうも春日さんからそういう質問があると思ひますので、場合によつては大蔵省にひとつ苦情があつたら金融機關を指定してどんだん出してもらつて、これを発表せよといつても、これはよほどでなければ銀行とけんかをして、金融機關とけんかをしてまでやらない。そういうことを知りながら、金融機關が正常な歩積みでありますということを強弁しておる問題に對しては、何かこの事実を明らかにして、歩積み、兩建てを排除しなければいかぬ、こういう非常に強い態度でおるわけでありまして、一挙にこれを全部解消をしようというところは、求めてなかなか得がたい事実であるといふことを承知しておるわけでありまして、でありますから、次に質問があるかもしれないが、私はこの間銀行、金融機關の合併論というよりなものを考えたのも、歩積み、兩建てをやつておつて借り主から利息を取つておつて、それで銀行や金融機關の経営が成り立つておるとしたなら、これは合理化をしなければならぬ。正さなければ、これからのほんとうの金融機關の使命を果たせない、こういう考え方を持ったわけでありまして、やはり春日さんと同じような考え方、より積極的な歩積み、兩建ての排除に邁進しようという考え方を明らかにします。

○春日委員 これは大臣がまだこの歩積み、兩建てが、独禁法に違反する疑いのある行為であるといふことについて、正当な認識がないのではないかと私はおそれる。私はここにあらためて申し上げますが、ここに歩積み、兩建ての違法性の根拠になるものは、これをやめさせなければならぬとする論拠となるものは独禁法で、独禁法の第二条第七項は明白に不当な取引行為、これを指摘しておるのであつて、それによつてこの独禁法の中では、この条項では、過当な取引行為というやうな問題について片言隻句も触れてはいないのであります。度を過ぎたといふやうなことは問題ではないのです。不当なそのものが自分でいけなかつておるのであります。不当といふことは、當を得ていないことであり、道理にかなわなかつたことである。過当といふことはある程度の、適度にどめていけば適当なことであり、これはいいことである。過当といふことは度を過ぎなければ、それはいいことなんですよ。それから不当といふことは、そのものが自分で當を得ていないことであり、いけなかつたことなのです。多くても少なくともそのことは不当なことなのです。独禁法禁止法の第二条七項には、その不当といふことをいっている。それを受けてきめられておりますところの不公平な取引方法の指定の中の第十項は、みづからの地位が相手方と比べて優位に立つことを利用して、相手に不利な取引をしいる行為、不当取引、過当などといふことはいいません。とこ

ろがいあなたの方がそれぞれ金融機關に臨んでいる態度は、この不当といふ問題を忘れてしまつて、過当といふところにそのポイントが置かえられておる。過当なものならばよいといふのだ。過当なものがありますか。少なくとも金を借りたい人から金を預金させる。五分五厘で預金させておいて、九分三厘で貸し与える。四分近いところの利ざやを取る。そこで金融機關は膨大な利潤を占めておるではありませんか。町々の角々から盛り場ことごとく宮殿パレスである。そして町の中小企業者は疲弊こんぱいの中にあつておる。金融機關といふものは太つたつて何もならないのです。實際は産業がほんとうに興隆されなければならぬ。産業が王さまであつて、金融機關がそれに仕えるサーバントである。逆になつておるところに、わが国経済のひずみが随所に発生してきておる。だからわれわれは大蔵大臣に特に御認識をお願いしたいといふことは、あなたがその氣にならなければ、われわれがここでどんなにわめいたつて、問題の解決にならないがゆゑに、私はあなたに再考あるいは認識をいただきたいと思ひます。これは、これが問題になるのは、根拠法は独禁法なのです。独禁法は、ほかの条項ではその過当の問題があるが、この二条七項といふところでは過当なんといふことはいいません。不当なんだ。不当といふことは、その行為がどんなに小さくてもいけなかつたことなんです。五円盗んだつてどろぼうとして、窃盗犯で処罰しなければならぬ。たとえばこの独禁法の問題だつて、このやうな取引を現在しいられた者は公取に望めば、審問、

審決してそれぞれの処断ができるけれども、そのことは本人がそんなことを言うて行かれない弱い立場にあるがゆゑに、われわれ行政がそれによつて基準を示して、過去のことを問はず、将来そのやうなことをなくすといふことによつて、日本経済の健全な発展をはからなければならぬ、そういう立場でわれわれは論じておるのです。だから、いまあなたが指導せんとされておるところは、過当なことをなくしようといふこと。過当なんといふことは問題でない。不当性そのものを払拭しなければならぬ。金融機關といふものは公的な使命をにのうておる。このやうな公的な性格をになつておる金融機關から、一切の邪惡と不正を払拭する權威ある金融機關たらしめるために、われわれはこのことを論じておるのです。だからその立場において、この過当性といふやうなことをあなたに念頭から払拭をして、あと十分と堀君が言つてきたので、あと十分で銀行の問題と証券の問題をやらなければならぬが、これはどうですか。過当と不当の問題について頭を切りかえていただきたい。これは真剣なんです。あなたの良心的な御答弁をいただきたい。

○田中務大臣 歩積み、兩建ては、すべてが不当であるといふことではないのであります。いままで申し上げましたように、商慣習として世界的にどこでもある程度の歩積み、兩建てが行なわれていることは、これはもう先ほど申し上げたとおりであります。ところが近年不当に近い、不当と言われるべく歩積み、兩建てが横行しているところの問題があるのであります。現

在の状態では少なくとも不当な歩積
み、兩建て、いわゆる借り主の意思に
反しての強制的なもの、また不利益を
しているような、あなたが言われた独
禁法に当然該当するようなものは、こ
れは直ちになくさなければならぬ、こ
ういふ考え方を持っていて対処して
るのでありますから、またきょうの特
別な御発言もありますので、いよいよ
ひとつ努力いたしたいと思ひます。

○春日委員 不当と過当というものは、ある段階において質的に変化する
ものではないのです。よろしいか。たと
えば水蒸気がある一定に冷却されると
水になる、気体が液体になるといふよ
うな問題ではないのです。最初から不
当なもの、だから私が申し上げている
のは、歩積み、兩建てを禁止しよとな
んと云っているのじゃない。われわれ
の所論は、当初から不当な歩積み、兩
建てといふことを言つておる。適当な
歩積み、兩建てなんといふものはあり
得ない。不当な歩積み、兩建てをなく
さなければならぬといふことを言つて
おるのである。商習慣に照らしある
ことである。また本人の意思がある
ことである。父祖伝来の財産がよそに
あつて、これは別に別個財産として預
託するのだ、別に歩積み、兩建て資金
として借りたのだ、これを禁止しろと
いふようなやばなことを言つてゐるの
ではない。われわれは大蔵委員会のベ
テランである、そういうくだらぬこと
を言つてゐるのではなくして、不当な
歩積み、兩建てといふことを言つてお
るのであるから、頭のポイントを切り
かえてください。わかりましたか。

日でありますか、閣議において見解を
述べられております。しこうしてあな
たはいままでの一限一行主義よりも、
ブロック別にこれを再編成すべきであ
るといふような方向を、記者会見で述
べられております。これはまことに重
大なことであると思ひます。みんな
がお互いに揣摩臆測をして、いろいろ
な動揺があり、またいろいろな騒動が
ある。だから私はこの際、銀行を再編
成するというのが大蔵大臣の意思であ
るならば、また政府の方針であるなら
ば、やはりそのような再編成あるいは
合同の基準といふものを、ここに明確
に示される必要があると思ひますが、こ
の機会にそれを明らかにいたされたい。
たとえば都市銀行と都市銀行の合併を
何と考へるか。地方銀行と都市銀行の
合併を何と考へるか。あるいは地方銀
行相互間の合併をどう考へられるか。
あるいはまた信託銀行と一般の銀行の
合併をどのように考へておるのである
か。本日時間がないとすれば、適當の
ときに発言を求められて、銀行の再編
成あるいはまた企業統合、これについ
ての大蔵大臣の、もしくは政府として
の確固たる基準を明らかにされる必要
があると思ひますが、これはどうなつてお
りますか。

○田中事務大臣 いずれ機会を見て御
質問にお答えすることにしまして、
時間に関合うように簡単に申し上げ
ます。
銀行の合併につきましては、従来か
ら客観的に合理性があり、国民経済上
プラスになるものであれば認めるとい
う方針をとつてきたわけでありませ
うが、今度考へておられますのは、銀行当
事者で円満に話し合ひが行なわれて、
合併の必要性が客観的に認められ、合
併条件が適正であるといふような、ま
た合併後の効果が認められるといふよ
うなことが言えるわけでありませう。当
面予想される合併の事例としては、地
方銀行同士の合併、都市銀行と地方銀
行間の合併が考へられるわけでありま
す。これは地方銀行同士の合併につい
ては、同一都道府県内にあるものとい
うようなことを銀行局では考へておる
ようでありませう。それから都市銀行と
地方銀行の合併といふ問題に対して
は、歴史的、沿革的に相互の關係が密
接なもので、当然合併をしたほうがい
いといふふうに認められるものは合併
を促進していく、こゝういふことであり
ます。この銀行の合併論といふことに
対して私が述べたことに對して、その
面だけが非常に強く言われてゐるの
で、責任の立場にある人の発言とい
うものは、とられ方によつてはなかな
たいへんになるのだといふことで、い
ま慎重に考へたわけでありませう。こ
ろが、これはこの際でありますから
ちよつと申し上げますと、春日さんが
先ほど言われましたように、歩積み、
兩建ての問題とか、いろいろなことを
開放体制に對処して、金融機関も国際
金利にさや寄せしていかなければなら
ない方向であるにもかかわらず、公定
歩合が上げられればならぬとしたりも
うとか、歩積み、兩建てとしたところ
で、そう簡単に片づくものでありませ
ん。これを裸にしてしまふば、実質預
金といふものはうんと減つてしまつ
て、月給も払えなくなる。もしそうい
うことが事実であるならば、お互い
かかる問題に對して真剣に取り組ん
で、もつと合併ないしいろいろな合理

化の支度に対しては、国民の前に明ら
かにできるような姿勢をとるべきであ
る。そういう気持ちで合併されるなら
ば、また合併することが、海運会社が
六つのブロックに大きく、長い歴史を
振り捨てて合併をするのが、そのため
に大きなメリットがあるといふなら
ば、金融機関も例外であり得ない。そ
ういふ気持ちで合併のお申し込みがあ
るならば、大蔵省は引き受けませう。い
ままでのような及び腰でありませんか
ら、そういうこと自体を金融機関自身
もお考え願ひたいといふ趣旨の発言を
したのであります。

また第二のブロック別の問題につ
きまして、太政官時代につくられた府
県行政区画を中心にして、地方銀行は
それでいいのだといふ考へ方が一体合
理的ですか。東京都といふものでも
て千万人も住んでおつたり、年間日本
の産業の四割も五割も、極点に、過度
に集中しているようなところと、少な
くとも山梨県とか、また北海道とか、
また鹿児島県とか、こゝういふところ
の行政区画と、金融の現行の制度を一
緒にしなければならぬといふ考へ方自体
に對しては、われわれはやはり勇氣を
持つて考へなければならぬ、こゝうい
ふことを申し上げたのでありまして、こ
の破綻が非常に大きいので、大蔵省と
しても早急にこれに對する基本的な態
度を考へ、政府としての統一見解を明
らかにしたい、こゝういふふうに考へて
おります。

○春日委員 もはや時間が迫つてき
まして、私はこれは三日間もかかつて勉
強したのでありますが、えらい答弁ばかり長々
となりまして、これは質疑妨害もはな
はだしいのですが、証券の問題と銀行
の問題は後日に譲るしかありません
が、ただ問題は、なるほどあなたのお
説のとおり、この廢藩置縣時代の府県
を単位としたところの現行ローカル・
バンクのあり方について再検討と言わ
れるけれども、しかしいざそれをやっ
てみれば、たとえば小さい県と県とで
両方の銀行が一つになると、いづれか
一方が本店にならざるを得ない。本店
になれば、支店銀行といふものは何と
いふこと、これは金融機関といふ
ものの持つ一つの營業事業としての本
質上、そういう性質はいないがたい。
だとすれば、それはそれとして措置す
るようないろいろな基準といふもの、
制約といふものが定められなければな
らぬであらうし、またそれにしても府
県統合といふ問題も、地方行政の面
において同時に並行的に改革がなされな
ければならぬ。いまあなたが府県に
銀行の統合が日本経済の高度の成長に
かんがみて、そして昔の地域といつた
ところが、あれは何といつても地方の
地場産業を擁護するためにそこに本店
銀行といふものが一行なければならぬ
といふ、一個の經濟ポリシーからそう
いふものが出てきた。それを直すとす
れば、総合的に直していかなければな
らず、合併した場合のそれぞれ支店の
制約とか機能とか、また過当競争の排
除とか集中融資の規制とか、そういう
ものがなされていかなければ、これは
なかなかうまくいかなない。あなたは
当然そんなことは研究されてゐると思
うが、ただ断片的に、思ひつきと言つ
てはななであるけれども、少なくとも
大蔵大臣が銀行統合についてそういう
ような意見を述べられた以上は、相次

いで内閣の方針として、き然たる基準を示してもらうのであれば、末端は信用金庫、信用協同組合、相互銀行から相当の運動がある。いかにすべきかという動機があると思う。すみやかにこれに對して基準を示されるよう、あるいはそういうことが全然念頭にないとするならば、そういうような疑念を払拭するよう適切な措置をとられるように強く要望いたします。まことに残念無念であります。私の質問は、以下は後刻に譲ります。これにて終わり。

○原田委員長代理 小松幹君。

○小松委員 ただいま春日一幸君から大臣に銀行合併の論議が出ましたが、私も主としてこの問題について承りた

いま大臣の答弁を聞いてみると、まことに思いつきであった、いかにもアイデアマンとして一発打ったのだ、こういうふうに聞こえたが、はたしてそうなんですか。あなたの考えなりあるいは実行力なりというものが、どう行政に反映していくか、その辺をお伺いしたいのです。

○田中事務大臣 春日委員の御発言にありましたとおり、銀行の持つ根本的な使命、またわれわれの生活、経済の中に占める大きな影響力を考えますと、これらの再編成その他に對しては昨々に言うべきでないということに對しては、お説のとおりであります。しかし私が先ほど申し上げたように、銀行協会の昼さん会で述べたのは、開放体制に對して銀行のあり方を主として述べたのであります。それがだんだん銀行の再編成という面に對して強くあらわれてきたようでありますが、こ

ういうことに對しては十分考えなければならぬというふうに考えます。ただし私は、思想的なものの考え方としては、銀行といえども開放体制に向かつて、また国民の要望に對して現状のままでいいという考えは持つておられないのであります。春日さんが言われましたように、歩積み、兩建ての問題は、中小企業に對しては死命を制する問題であります。であります。この問題をいま大蔵省で考へておるようなことだけで一体片づけられるのかという、先ほど春日さんの手さびしい御質問がございましたが、私も心の中では考へております。現実問題として歩積み、兩建てというものが、不当といわれるか、過当というふうにいわれるかは別といたしまして、これららを全部整理をしたときに、立ち行かない金融機関があるとしたならば、現状のままにしておくわけにはいかないのではありません。そういう意味からこの歩積み、兩建て問題を幾らこころでやっておつても、解決しないのであります。私はその意味で銀行協会でいろいろな提起、いろいろなお話を出したときに、あなた方は合理化メリットというものを非常に高く評価している。海運に對してはこうなさい、また石炭に對してはこうだということを言いながら、金融機関だけは大きな保護のもとにあるから、現状のままでいいのだという考へ方でおることには、遺憾ながら賛成できない、こういう私の思想を述べたのであります。私は現在のものが直ちに再編成をしなければならぬとは考へておりませんが、合理化というものに對して例外たり得ない企業である

という考へは、根に持つておるのであります。

○小松委員 そこで私は二つの問題点をあなた自身が提起したと思うのであります。あなた自身の中に思想として持つておること、大蔵大臣として、行政担当者として責任上持つておる二つのことについて私は質問をしたい。

いまあなたは歩積み、兩建ての問題等をいろいろ言つて、かような銀行行政の中に押しやられておるから、合併したらいのだからという一つの論理が、あなたの口の中から引き出されたのであります。私は歩積み、兩建てを銀行合併によつて解消しようなんという考へが考へえられる甘つちやうい考へ方なり、論理の飛躍した考へ方を持つておる大臣の思想という考へ、考へといふものが、とんでもないと思ふのです。歩積み、兩建てなんというものは、銀行の大きい小さいで考へられるものではない。別個のところから出てきたものだとは考へる。歩積み、兩建てよりもっと大事なことは、開放体制に向かつたら銀行合併すべき条件というものは一体何を——開放体制に向かうといふときに銀行が大きくならぬといふのは、どういふことを意味するの、その資本力というのか、金の力というのか、いままで銀行の過当競争を防ぐために銀行を合併しろとか、あるいは資金コストが高くなるから銀行合併しろとかいふ、いわゆる評論家あたりの提言は二年前からあつたはずなんです。しかしそれは評論家の提言としてそのままだけ去られておつた。突如としてあなたがここに銀行合併を出した。そうしてその前提が開放体制に向かうからだと

して、銀行金融というものはどうあらねばならぬお考へなのか、その辺をひとつあなたなりに御説明を願ひたい。

○田中事務大臣 銀行の小さい大きいということに對しては、歩積み、兩建ては別だといふ御発言がありました。それにからんで答弁するわけではありませんが、小さな金融機関ほど歩積み、兩建てが大きいのであります。これは事実であるのであります。非常に高額な歩積み、兩建てを要求するのは、これは企業が小さいので、非常に無理なものをやる。特に政府三機関から貸し付けたものにさへも歩積み、兩建てを要求するといふ問題に對して、歩積み、兩建て論がそこから起きてきたのであります。それから、国会の審議の状況に徴しましてもこれは明らかであります。

それから、これは私が軽率であつたといへばそうかも知れませんが、先ほどから申した述べておりますように、銀行の合併をしなければならぬ。

〔原田委員長代理退席、委員長着席〕

またいまするのだという考へ方で、私が発言をしたのではないのであります。これはさつきから申し上げたとおりなんです。歩積み、兩建てといふものをいま解消すれば、つづれま

すよといふことを平気で言う人がいるのです。実際において金融機関の中においても現におります。そして私が毎日春日さんに御質問を受けて、私が一生懸命やりますと言つたところで、それは一体どうなるのですかという具体的な問題を私も提起をしたわけであり

それからもう一つは、これから国際経済に向かつていけば、原材料を持たない日本が、原材料を持つておる国と對等に競争しなければならぬのであります。それから、やはり外国で、先進国でもつて四割であるなら、三割であるのがいいし、先進国が三割であるならば、少なくとも日本の金利も三割であるべきであります。開放経済に向かうときに、公定歩合を引き上げなければならぬという議論が一部にある。日本の現在を考へるときに、われわれは十分その事実を認めて、どうしたら一体国際金利にさや寄せができるのかというところに、真摯に取り組むべきだと私は思ふ。そういうことを全然政策として考へないで、前向きに對処しないで、国際経済にいつてごらんないで、材料がないのです。運賃かけて原材料を持つてきて、日本で加工して、また運賃をかけて外国に出して、国際マーケットで競争しなければならぬといふことになれば、今度労働法によつて一応一律の労働条件になつて、同時に材料はない、金利は高い、どうして一体国際競争力がつきましよう。私はそういうことからいへば、少し気が大き過ぎるかも知れませんが、まじめな態度で取り組む時期にあるだろうという考へ方を申し上げたわけであり

○小松委員 私は何もそれに反對してゐるわけではないのです。大蔵大臣の言つたことが、どれだけ根があるのか、根なし草なのか、ふろしきなのかあるいは根があるのかといふことを確かめておきたかつたのです。何もそれに根本的に反對してゐるのかんとかいふのではなくて、実現の可能性があ

るのかという、もつと現実的な問題か
ら言っている。

先ほどの歩積み、両建てにえらい
ひつかりますけれども、大きな銀行
はやっていない。小さな銀行、信用
金庫、相互銀行なんかはやっていて、
あなたが歩積み、両建てを解消するた
めに、相互銀行の合併をどのように
かつて進めようとしているのか、
信用金庫をどのようにしようというの
か。その具体策は何もなく、その関
係の発言をなさるから、歩積み、両建て
解消のために銀行を合併するという妙
な論議が出てくる。歩積み、両建てを
解消するのは、皆さんの銀行局なり、
政治あるいは行政の方で解消してい
く形をとっていかばいいのであって、銀
行合併というのは私はもつと違ふところ
にあるのではないかと思うのですけ
れども、それはそれなりに聞いておき
ましよう。

それならば、あなたは信託といわゆる
銀行とを一緒に合併してもいいとい
うようなことも言っているわけなん
ですが、これはいままでも過去長い間、何
年か知らぬが、おそらく終戦後ぐらい
でしょうか、いままでも大蔵省なり銀
行局の考え方は、信託の分離というこ
とを考えていない。信託は信託として
発足させて、それで成長させていくと
いう考え方に終始している。あるいは
今日までそうであらうと思うのです
が、その考え方と大蔵大臣の考え方は
ずいぶんかけ離れている。これは、こ
こに銀行局長も出ていると思ひます
が、銀行局長、信託分離は大蔵省の御答
弁どおりに合併してもいいという考え
方になっておるのですか、どうなんで
すか。

○田中中国務大臣 普通銀行と信託銀行
と合併したほうがいいというふう
に、私はどこにも言っておりません。
どこかの何か間違ひだらうと思ひま
す。現在の段階において普通銀行と信
託銀行は合併をしないという方針で、
何年か進んできたのでありますから、
私もそれを現在の段階では踏襲して
いくつもりであります。しかし将来金
融機関の再編成ありとせば、これは皆
さんがこうして金融機関に対して議論
をすることこそ、民主主義の原則に基
づき、事が重大であればあるほど議論
するのほうがいいのでありますから、また
制度の上では金融制度調査会もありま
すから、十分世論を聞ながら将来の
問題に対処して、こうあれという結論
が出ればそれに従ひたい、こういうふ
うに考えます。しかし私は信託銀行を
分離したという問題では、もう信託銀
行といふものはいつまでもいまのま
までいて、どんな要請があつても他
の銀行が信託部門を併設をしたいとい
う場合に、それがたとへば特殊銀行で
あつても、それは絶対に方針にもとる
からやつてはならないということが、
事実上徴していいか悪いかということ
には疑問がありますが、行政の責任者
として現時点で考える場合に、信託銀
行をもっとおき合併せしむるというよ
うな考えはありません。

○小松委員 あなたが四日ですか、銀
行協会の午さん会か何かで言ったのに
は、——相当漫談的に言つたかもしれ
ませんが、信託を一緒に合併し
てもかまわぬのだ、大蔵省の事務当局
なり銀行局はそんなことにこだわつて
おるけれども、おれはこだわらぬの
だ、こういう言い方を——これは

あなたが言わぬと言へばそれまでなん
ですが、方々のニュースなりには、信
託といわゆる地方銀行なり都市銀行な
りとの合併も、やればやつてもいいの
だというふうな方針を——大蔵銀行局
は別だ、おれはそれとおりに言ひま
す。と聞かないのだ、こういうふうな言
ひ方の発言をしておる。そこでいまま
での銀行局の運営がオールマイティと
いうわけではないでしよう。けれども
その方針が、いままでも大蔵省の方針
と田中大臣の現時点の考えとが、
少しずれておると思うのです。この
点、どうなんですか。ずれていない、
やはりいままでもおりの信託分離とい
う一本は通すという考え方に立つてお
るとおっしゃるのですか。その点、明
確にしてもらいたい。

○田中中国務大臣 先ほどからお答えを
いたしておりましたとおり、現時点に
おいて大蔵大臣としては大蔵省でや
つてきました信託分離の方針を進みます
ということでありまして、しかし銀行の
みではなく、あらゆる行政に対する考
え方が、何年前にきまつたからとい
うことでなく、このようにテンポの早い
国際情勢に対処して、機に應じて組織
を改めなければならぬということは、
絶えず検討、研さんを積み重ねればな
らぬ問題であるという考えだけは、明
らかにして申し上げておきます。

○小松委員 何も田中大臣の検討
なり研さんなり研究をやめろなんとい
うことは言っておりません。これはあ
なた、死ぬまで研さん、研究すること
はいいが、大蔵大臣として責任ある地
位にある者が、銀行協会の目の前でそ
れを言へば、それはあなたの行政担当
期間中に、そういうことが具体化する

であらうということではだれしも想像す
るでしよう。だからやはり、アイデア
は別なときに言つても、言うべきとき
にはそういうことをはっきり明確に
言つておかないと、混乱が起る。混
乱といつても大した混乱でもないけれ
ども、それより放言としか受け取れな
くなってしまふわけなんです。だから
いつぞ放言といふこともなにかから、
理由をつくれれば、公定歩合論の肩す
かして銀行再編論に持つていこう
という田中の妙な考えではないか、ゼ
スチュアではないかというふうなこ
も言われておるけれども、その考え自
体に含まれておることは、決して悪い
ことではないと思ひます。悪いこと
ではないと思ひますけれども、大蔵大
臣の現時点の考え方として、それがど
う行政に生かされるかといふことを、
やはり私も一番考えるわけです。
そこでひとつ突つ込んで質問したい
のは、信託合併はしない、いままでも
方針でいくのだ、まあそれが十年も二
十年も私はわからぬ、そういうならば
それでいいが、それでは信託合併はし
ないというならば、具体的に大蔵省は
あなたが発言したようなことで一つの
基準を示し——もうおそろく銀行局で
は基準を出しておる。前の月の十四日に
基準を明示したと言つていますが、
その基準によつて行政はどう動くの
か、その動き方ですね。基準はばあ
んとしつぱなしで、あと行政的に動か
なければ、それはただ基準のしつぱなし
になるが、これは動くのですか。実際
に合併させるべく、ほんとうにイニシ
アをとつて動くとするのですか。基
準を示したばかりで、やろやがやるま

いがあるからかしというのですか。そ
の辺はどうですか。

○田中中国務大臣 先ほどから申し上げ
ますように、私には個人的な考え方、
思想にありますが、事重大な問題であ
りますから、これを行政的な立場で、
いわば一方交通的な過去の行政のあり
方のような考え方で、政府が基準を示
して一方交通でやろうという考えは絶
対にありません。特に金融機関に対
しては、自主的な立場で——先ほど春
日さんにお答えをしましたが、いろいろ
な条件に適合するといふことであり、
円満に話し合ひがつくことであり、合
理化によつてよりメリットが大きいと
認められるものに対して、皆さんが
持ちになつて請へば、前向きで対処
いたします。いままでものうに、当然合
併すべきだといふようなものでも、い
やそれをいかぬ、そんなものを一つや
ると、また連鎖反応が起るからとい
うような責任回避的な行政はやりませ
ん、こういうことを申し上げておるわ
けであります。

○小松委員 最近の銀行は、私はある
程度山にきておるとも言ひ得ると思
ひます。それは資金をどのようにして
集めるか、いわゆる小さい銀行あたり
は、今度相互銀行で一部貯金とかい
うような形の商品化的な預金もすす
めるようなことではないかと。それに
しても店舗をどのように拡大してい
かという、この店舗の問題が私は多
くあると思ひます。海外支店の問題も出
てくるだらうし、大は、小は小に、そ
れぞれシェアの拡大をはかるために、店
舗という問題が出てくるであらうし
やうが、私は銀行合併よりも店舗の拡
大のほうが、大蔵省に突き上げてくる

行が投資をしたいけれども、危険負担に耐えられない。また資金量の関係でなかなかうまくいかぬ。ここで地方銀行及び政府が資金を出すなら、地方開発銀行のようなものをつくってほしいという議論も存在することは御承知のとおりであります。また自由民主党などは、地方開発公庫をつくるべし、北海道東北開発公庫があるのと同じに、四国、九州、中国等の開発促進法が出ておる現在、東北、北海道のためにも東北開発公庫と同じものをつくることは、けだし当然である。こういう議論もありまして、地方開発公庫が党議できまつたときもあると思います。私も地方開発公庫式なものの存在が、やがて必要になるであろうというところは考へております。しかしこれはいま大蔵大臣としてどうしようという考へ方で言つておるのではありませんが、こういうことは当然膨大な資金量を持つという条件になれば、当然そうなるのではないかと、またそうならねばならぬだらうということも、かつて発言したこともあります。しかし御承知のとおり中国や四国、九州等の特別委員会、最終的には皆さんの間で話しがついて、公庫の設立よりも、開発銀行に地方開発の部門を設けようということ、結論が出たようであります。何年か前から地方開発資金を開発銀行で流しておる。しかも今年はいま法律で改正をお願いしまして、土地の取得の金も貸すようにひとつお願いをしたい、こういうことを言つておるのですが、開発銀行で、はたして膨大な金融を將來とも一体できるのか。右手には機械や設備に対して、左手には地方開発というようなことがうまくできるのかど

うかという問題は、やはり皆さんの御意見等も聞きながら慎重に、進展する地方開発の情勢に対処しながら考へていくべき問題だらう、こう考へております。

○小松委員 結局銀行行政に一本筋を通すという形になれば、最近企業でも繰取りが豚を食うたり、何でも屋になる時代になりましたからね。銀行も最近銀行デパートなんていつて何でも屋をやつて、あらゆる金をあらゆる形をやつて、デパート式に全部送り届けてから海外投資までやろうという考へ方と、あくまでも、先ほどの使命に方向として分離して、その分離の中に最大の使命を果たしていくという考へ方とあるわけなんです。そういう場合に地方開発の考へ方というのは、どういう考へ方で、何でも屋式、デパート式な金融行政の中に地方開発を置こうとするのかどうか。あるいは今後の銀行行政というものを、筋を一本通した中のをば分けていくのか。問題はそのこにはつきりした筋を持つのか持たぬのか。持たないで風の吹くままに、そのときそのときの情勢でいく風来坊的な銀行行政か、一本筋を通していくのかというこの質問が私にあるわけなんです。その点についてどう考へておるのか。デパート式銀行経営論をやはり考へるのか。

方針に基づいてきたわけでありまして。この総合経営のほうがいいのか、専門店組織がいいのかというの、なかなかむずかしいのですが、やはりこの問題は新しい課題として、お互いの間で検討するべき問題だと思つております。これを西ドイツと日本の中小企業と比べますと、日本の中小企業はふいごから吹いて最後まで仕上げるという機能を持つておりますが、西ドイツの中小企業はパーツだけ、一つ一つのものをつくらせて、総合的に組み立てるというところに違いがあるわけですが、これは中小企業と同じことで、倒れるときは総合的なものは非常にあふない。専門店式は非常にいいのでありますし、特に占領軍のメロは再分割方式というところで、集中心排除法、財閥解体、専門店式、再分割しつていくことで、それにも合理性があつて、現在までは地方銀行、都市銀行、相互銀行、信用金庫、信用組合、信託銀行と、全く専門化しておりますけれども、さてここで、あなたがいま言われた土地投資もやれ、こういうことになつて、土地は五十年にしない、二十五年度最低限、建物二十五年度、土地は五十年だ、百年というのもある。こういう御説がこの間ありました、そうなりますと専門店では、国がやる以外なくなつてしまふ。これはもう合理性というものは生まれてこないのです。中小企業の専門店的なものは、景気がいいときはいいけれども、景気の悪いときはばたんと倒れてしまふ。デパートになるとつぶれない。何でもやつておるから安定しておる。国際的な金利にさや寄せしていくことが絶対に必要であると考えた場合に、専門店というものが急激

に金利というものを引き下げていけるかどうかという問題が当然あるわけですね。これは当然もつと高い立場でお互いに検討する問題ですから、そんなことを申し上げると、また放言したといふふうにとられては困りますからやめますけれども、この問題を真剣に検討していかないと……。私は將來の日本の、われわれの生活に対応できる金融機関その他のものができていくのであらうかという問題は、真剣に前向きで検討していくべきであらう、こういうふうに考へておるわけでありまして。

○小松委員 その考へはあなた自身の考へであるか、あるいはそういう本格的な考へといふものを大蔵省の銀行局あたりが真剣に考へておるのか、それともいままでどおりにチェックして、店舗行政で何らかの官僚の発言の場所だけは残して銀行行政をやつていくという考へ方に立っているのか。役人といふのは、どこか一つのなわ張りをはひつかくところ、かぎを一つこしらえておかなければ運営ができませんし、言うことを聞かせませんから、それで次官通達や通牒を出しても聞かせません。一つだけひつかくところをつくつておきたいというのが、官僚の特性でしょう。それだけで安閑としておるのか。大臣のお考へのような形で暗中模索をしておるのか。私は善意に解して、大臣は暗中模索をしておるのだといふふうにも考へますが、暗中模索して一人で踊つておることも考へられるし、あなたの背後の大蔵省の行政当局は、一体どういふ協力体制であなたとコンビになつてやつておるのか、その辺どうな

るんですか。

○田中国務大臣 大蔵省の銀行行政は風来坊ではないです。御承知のとおり、先ほど明らかにしたように困難な戦後十八年をこうして、少なくとも現在の金融機関の組織をつくつてきたのでありますから、これは明らかに

に金利というものを引き下げていけるかどうかという問題が当然あるわけですね。これは当然もつと高い立場でお互いに検討する問題ですから、そんなことを申し上げると、また放言したといふふうにとられては困りますからやめますけれども、この問題を真剣に検討していかないと……。私は將來の日本の、われわれの生活に対応できる金融機関その他のものができていくのであらうかという問題は、真剣に前向きで検討していくべきであらう、こういうふうに考へておるわけでありまして。

○小松委員 その考へはあなた自身の考へであるか、あるいはそういう本格的な考へといふものを大蔵省の銀行局あたりが真剣に考へておるのか、それともいままでどおりにチェックして、店舗行政で何らかの官僚の発言の場所だけは残して銀行行政をやつていくという考へ方に立っているのか。役人といふのは、どこか一つのなわ張りをはひつかくところ、かぎを一つこしらえておかなければ運営ができませんし、言うことを聞かせませんから、それで次官通達や通牒を出しても聞かせません。一つだけひつかくところをつくつておきたいというのが、官僚の特性でしょう。それだけで安閑としておるのか。大臣のお考へのような形で暗中模索をしておるのか。私は善意に解して、大臣は暗中模索をしておるのだといふふうにも考へますが、暗中模索して一人で踊つておることも考へられるし、あなたの背後の大蔵省の行政当局は、一体どういふ協力体制であなたとコンビになつてやつておるのか、その辺どうな

るんですか。

るんですか。

るんですか。

るんですか。

るんですか。

るんですか。

るんですか。

るんですか。

るんですか。

るんですか。

るんですか。

るんですか。

るんですか。

るんですか。

るんですか。

るんですか。

るんですか。

○小松委員　そこで私は最後に、銀行の合併論議が、これは集約ですが、それならばそれらしく、大臣が発言した直後銀行協会に持ち出したものならば、持ち出したことを実が実行する方向に秩序を立てて、論議をはっきりして未来図を描きながらやるべきだ。それが違つた未来図を描きながら、信託分離ということを将来もやっていると考へながら、それはどうでもいふのだとまごうやうなことを言つて、いかげんな発言にならぬようにしてもらわないと、将来の銀行行政のあり方というものが非常にやけてくると思ふのです。

それともう一つは、そういうことをたびたび経過して、いくうちに、大臣の問題は別にして、現代の政界人であるあなたが、金融界を何らかひつかき回すことによつて、いわゆる金融といふものを政界人であるあなたが、ひっこ抜いてくるといふあなたが、とれる場合もあるわけなんです。私も野党から見れば、もちろん金融行政を大蔵省官僚が握つて、そしてチェックして、官僚独善な一つの銀行行政をやつておる。それに対しても、意味で中立性といふところもあると思ふのです。ところがその裏を返せば、やはり官僚独善的なものがあるわけなんです。ところがそれを政界人である大蔵大臣が入つて、しやにむにひつかき回すことによつて、政党政治のあなたの火中に、金融といふものを抱き込んでしまふという傾向も見られる。そういうのがきつひつかき回しがつてゐるのではないかと、いふことも、これは野党のひがみでありまして、そこら辺は了承してもらひたい、そう感ずるわけなんです。たとへ

るならば、公定歩合を引き上げるか引き上げないかという問題について、公定歩合の引き上げについて、日本銀行が判断をすればいい、あるいは金融の中立性で自然に上がるものは上がる。下がるものは下がる。それを低金利政策という政党政治の一つのポイントを持つことによつて、あくまでも公定歩合を上げないで、窓口規制あるいは準備金の積み立て高率をやつていくことによつて、自分の、わが意を通していくといふこともあり得るわけだ。そういうこともあつてもいいが、何だか政界大臣である田中大臣が、金融界に飛び込んで全くあがつておるのだ。そしてあがつた果ては、結局あなたの下にある程度の店舗金融あたりの決済権を大臣が取り上げてしまつていくような傾向に見える。こういうふうに見ると、どうも政界大臣のあがつきが、やがては金融を政界が支配していくのじゃないかといふようなあがつきにも見えてくるわけなんです。それは私がさつき言つたように野党のひがみであるかもしれない。それはことばの限りではありませぬけれども、そういうふうに感ずるわけでございます。それはやはり責任政治を担当していく者はある程度あがつても、もがいても、押えつけても、ときには金融財政というものを押えていかねばならぬ、それは当然なんです。責任政治をやる者は、それはもう何と云われようが、押えつけていくべきときは押えていかなければならぬときがあると思ふが、何らか未来像を描かなければならぬ。はつきり描かない限りにおいてあがつておるのだ、こういうふうにとれるのです。

逆を返せば、ある一部の銀行家、あるいは一部の政治利用家、あるいは一部の利権屋が大臣をおだて回すと、とつぱもないことを発言したりするのじゃないかといふきらいが出てくる。いわゆる利用される政治になつてしまふのじゃないかといふおそれがある。それがはつきり未来図を描く、こういう一つのしつかりした信念と方策と行政指導能力を持ちながら、その方向に不退転の決意を持つてやつていくといふならば、われわれも拍手をもつて、その大臣の行動を見守つていきたい。先ほど私が一つづつ聞いたのは、その未来像があるか、どういふ考へ方によつておるかといふことを聞きたつたので、出ないで、言ふときだけはほんとに何か天下をとつたようなことを言つてしまふから、どうもあれは利用されていくのじゃないかな、どうもあつちのほうから、何々銀行の頭取から、ちよつと茶話で聞いて、いや銀行が合併したほうがいいですよ、なんて聞いたから、うんそれはいいかもしれない、あるいはこれからの先は、あなたが気を遣はしたら悪いけれども、たとえば第一銀行と朝日銀行が合併する。そういう話をちよつと

てやつていこうとする根性から出たのじゃないか、あるいはそういう機会があつたのじゃないかといふようにも見られるわけなんです。

ですからやはり未来像といふものをしつかり描いて、その未来像といふものをしつかり国民の前に鮮明にして、銀行行政といふものは今後どうするのだ、あるいは信託分離はこういふふうだ、あるいは長期資金のプールはこういふ形にするのだといふような、一つの形が国民の前に示された上で、その線上の、そのルートの上に乗つて銀行合併なり、店舗の改造、拡大をしていくならば、なるほどあつちの形だからこつちの線になつてきたのだらうと納得もするわけです。何かどこから出てきたのかからぬような発言なり論議がばこんぼこんと出てくると、ひがみたくもなるのです。この点は大蔵大臣もよく考へて、国民の前に銀行行政のあり方といふものをびしやと示してもらひたい。通達だけで地方の銀行を締め上げていくだけでは、通達だけではきかないようになつてしまふのじゃないか。先ほどの歩積み、兩建ての問題でも、なかなかそれは一片の通達くらいではききませんよ。

その点は、最近社内預金のことについて通達を出したそうでございますが、どういふ通達を出したか、はたしてそれがきくのかどうか、可能性のあるのか、その辺のところをもうちよつと最後ですから、聞いておきたいのであります。

○田中大臣　社内預金につきましては、労働省の労働基準局長と大蔵省の銀行局長の共同通達を行つております。これは財務局長及び都道府県労働基準局長あてに送つておるわけでありまして。これは労働問題としてできたものでございまして、できるだけ労働関係でお話をしたいといふことと思ひますが、しかしこつちの問題が、初めの社内預金といふような制度から、非常に暴走をして、金利が非常に高いからといって、親や兄弟や友人、知己の金まで、一労働者の名において預金をされておる。しかしそれが倒産をした場合、一体どうなるのかといふ問題に対して、法律的にもあらゆる意味で労働者の権利を確保するといふことができておらない前提において、無責任にこの制度を認めていくといふことは、これは非常に危険なことでありまして、主として労働者に置いておられますが、銀行行政の立場から、労働省とも十分話し合ひをしながら、少なくともこれが乱に流れたり、一時の金利の高いといふようなことに目くらんで、元も子もなくするやうなことになるやうなことも、もつとより合理的な、在来の社内預金の制度以上を越えないうまいといふ通達を出したわけでありまして、このように運営せられ

ることを切に期待をしておるわけでありまして、また通達を出しても、あなたの言ふとおり一片の通達ではその効力を持たない、こつちの事態がくれば、これは労働省とも十分意見の調整をしながら、政府はやはり金融機関との相互の関係、また法律上の関係、また預金者の保護といふ立場から、何らかの処置をとらざるを得ないといふふうに考へるわけでありまして。

もう一点、先ほどの問題であります。小松さんと私は非常に友人であ

二九

り、知っておりますから、口ほど腹の悪い人でないということも承知しておりますから、少しも腹は立ちませんけれども、小松さんが非常にじゅんじゅんとお説きになっておられるから、私もすなおに聞いておるのですけれども、いろいろな立場から、新しい仕事に取り組みたいというときには、批判は確かにあります。しかしやしくもある一定の人の話し合いや耳にこぼさんだというところだけで発言をしたり、アドバースを上げておるといふような代議士でもないし、人間でもないというところは、ひとつ友情に免じて一ぺん十分考えていただきたい。私はいまあなたの発言を聞いておるとき、なるほど金融機関というものは、とても大臣くらいでは御が立たぬということや言うと同時に、しよる方がないから、こういう議論が出てくるようでは、ちょっと気の弱い者は逃げ出してしまふ。私もいまあなた方が金融機関を現行のままでもいいというなら、それでひとつやります、こう言おうと思いましたが、これは歴史を開いていくためには、お互いが批判しながらやはり努力しなければいけぬ、この思っておりますから、あなたの発言は十分ひとついただいておきます。

○小松委員 最後でございすから……銀行の取り締まりという点で、最近別府の信用金庫の導入問題が起ったわけなんです、これはわずかに百万円程度の金の導入によって、三、四十万円をまた貸して、利権屋や導入屋が問題を起してあります。が、こういう大蔵省の通達も——何かちよつとそういうことが最近あつたようにも聞いておるのですけれども、こ

ういうような取り締まりというものは、あるいは監査といひますか、こういうものはどの程度に大蔵省として責任を持ち、やつたらいいのか、この辺がな——相手は善良なる小市民なんです。実際はわからぬのであります。これは証券ブームのときに、証券会社の支店長が妙なことをやつたことはたくさんあるわけですが、証券会社の性質上隠しておりますが、私の知っておるだけでもすいぶんたくさんある。こういうように金を扱ふ者は相当知恵にたけておる。しかし小市民は、金融なりあるいは銀行局なり監督官庁は、どのよるかという態度を進め、これを指導するかにというところ、もう少し責任ある面を聞きたいのです。ただ倫理的に、道義的にそういうことはやめてはいかぬという通牒できないような状態、いままではあまりきいていないのです。そういう場合に監督官庁にあるものはどうしたらいいのか。監督行政といふものは、もつと深刻な反省なりあるいは監督なりをすべきじゃないかと思ふのですが、この辺について、責任あるおことばを承りたい。それで私の質問を終わりたいと思ひます。

○田中委員 最後でございすから……御承知のごとく東京料夜信用金庫の問題、不動信用金庫の問題、その他、例があります、善良なる預金者が、これがために預金の払い戻しも受けられないという事情に対しておは、これはもう非常に深刻に考へております。こういう問題に対して銀行局が随時監査を行なうということが一番いいと思ひますけれども、これは銀行

局にも限られたものがありますし、いままでは金融の中立性、自主性というものをなるべく侵さないというところで、財務局に対しては、あまり金融機関に立ち入らないように、特にそういうことをやつておつたわけでは、しかしこういう問題が起きてくるというところになります、やはり銀行局でもつてやるようにするか、それから財務局をしてやらしめるか、もしくは日銀で——日銀から貸しているところは別でありますが、日銀法の中で金融機関に対して中央銀行として監査を随時するといふようにするの、そうすれば、銀行局がやるよりもまだ金融の中立性は侵されぬといふことになる。それも少し強いといふのなら、各連合会、中央会といふのがありますので、そういうところで特殊な機関をつくつてやらなければならぬのか。どうもこういう問題に対しては非常に頭を痛めておるわけでありす。こういうことが絶対に起つてはならないといふために、一体どうしようかということに対しては、いま検討いたしております。

この間の財務局長会議に、一つだけ指示をしましたのは、倒産が起きた場合、なぜ一体倒産が起きたのかというところを、財務局でもつて徹底的に調べたのか、これは財務局の仕事でありすから、正規な仕事として、こまかい問題に対して報告を求め。同時に、不渡りが出た場合に、不渡りといふのは一体どうして出たのかという問題をひとつ調べなさい。もう一つ、不渡りが出るといふ企業にどうして銀行が貸しておつて、どうしてとめたのか、何

か救済の方法はなかったのか、こういう問題を財務局長は慎重かつ勇氣をもつてやりなさい、こういうことを説明したわけでありす。これは、先ほど言つた倒産の問題とか、中小企業金融の実態をつかみたいとか、また不渡りが出て黒字倒産になつては困るというやうな状態からでありす、やはり一面においては、金融機関の災態といふものも、ぶつかつてみなければわからぬといふことではなく、お互いがやはり自然のうちに理解ができる程度の体制は必要であらうといふ考え方で、現行法の許す範囲内での措置をとつておるものであります。しかしこれによつて、いまあなたが質問されたものは全部片がつくかといふ自信は全然ないのであります、国民大衆の利益保護のためには、真剣に措置すべきだと思ひます。

○山中委員 堀島君。最初によつと資料要求をいたしますから、お願いをいたします。為替局でありますけれども、戦後、外国からの借入れ金、各種外債、その他、資本取引のかつこうで日本に入つてまいりましたところの外貨の状況と、昭和三十一年度以後毎年その利子として出ていくもの、償還として出ていくもの、あるいは外債の償還を含め、そういうかつこうで出ていく姿を、過去のものと同時に昭和四十九年までの十カ年間に、ひとつ資料として御提出を願ひます。

○堀島委員 それでは、本日はただいままで各種の問題が出てまいりました、残つておりますのは、実は資本市場の問題についてはまだ論議が残されておりますので、私は主として今後の資本市場の問題についてお伺いをいたしたいと思ひます。

その前に、実は大蔵大臣と本日質疑をいたしましたのは、昨年の通常国会以来約半年、大蔵委員会が論議をする機会がございせんでした。その間実はわれわれとしては、いろいろと奇異な感じのする発言を新聞報道等で聞いておつたわけでありす。

それです第一点として最初にお伺いしたいのは、昨年の夏の暑いころだったと思ひますけれども、株式の価格といふのは大体ダウ千四百円くらいが適当である、大いにこれにてこ入れをして、もし下がるといふなら私財をなげうつても千四百円を維持したい、こういうことが新聞報道に伝えられたことがございす。そこで、大蔵大臣は当時そういう御発言をされたと思ひますが、現在はい体それでは何門が適当で、どうお考えになつておるか、同時にそのようにほんとうにお考えになつたのかどうか、その二点をちよつとお伺いをいたします。

○田中委員 国会における発言でございすから、できるだけ私の国会における発言をもととしていただくことをお願いいたします。しかし公の立場にあるのでございすから、新聞、雑誌その他の発言に対しては責任を負わないといふことは絶対にありませぬ。御質問があれば進んで申し上げます。しかし千四百円と夏ごろ申し上げたというのは、これは公式発言ではな

いのであります。これはその間の事情を率直に申し上げます。そこに聞いておった私の対談の相手は、裏のほうに財研の諸君がおられますからちよつと申し上げますと、これは私と雑談をしておりますときに、大臣一体これは買いで済むか死んで済むかというふうな、ほんとうの雑談であります。これは正式な記者会見というよりも、雑談のときに、千四百円くらいはいいところであつて、私なら買えるですがね、しかし大蔵大臣は全然そういうことをしてはいかぬので私は全然あれですが、お金を持つておつたらいま買つていいと思ひます、しかし下がつたらどうします、こう言ひましたから、下がつても千四百円くらいには回復するということ、これはだれが考へても大体そういうことだろうというふうな話で、何か埋め草にされて使われたと思ひます。そういう意味で、公式な発言や記事になるとか、あなたの質問になるとか、ふうな感傷で答えたわけではないのであります。これはひとつ御了承願ひます。でありますから、今日幾らが妥当であろうなどということは、現職の大蔵大臣として言うべきでないというので、お答えできません。

○堀委員 委員会ですから、慎重な御発言だと思ひますから、私もこれ以上伺ひませんけれども、先ほど小松委員の御質問にもありまして、私も全くそのとおりだと思つたことが一つございす。これは金融行政についても、金融行政のほんとうのビジョンがないというお話がございました。資本市場についても、私はまさに現在の政府には、資本市場についての将来的なビジョンがないと思つております。そこでいろいろことが起きるかという、実はいろいろな対策がその場の場の対策に終始をして、それがかへつて私はいろいろな問題の混迷をもたらしておる大きな原因になっておると思ひます。私は医者ですが、昔の内科の医者の病気の治療法というものは、実は熱が出たからアスピリンを飲まして熱を下げる、おなかが痛かつたら鎮痛剤をやるという時代があつたわけですね。しかし今日医学は非常に進歩をいたしまして、もう熱が上がつたら熱さましてだけを飲ますのではなくて、根本的な要するにその熱の原因を取り去るような治療法といふものの発達によつて、抜本的な治療ができるという段階に來た。このことが現在平均寿命が非常に伸びてきたというところにあらわれてきておるわけですね。私はやはり政治というものと同じ角度から問題が取り上げられていいのではないかと。そういうふうな対症療法といひますか、問題が起きたことにはばんそうこの熱さましてをいたしたのでは、これはかへつてその病気の真因がわからなくなる。熱が出ていたものに熱さましてをやつて熱を下げていたら、一体その熱はほんとうはどうなのかというところがわからなくなる。そういう熱さましての処理が証券問題等についても、これは金融もありまして、金融は熱さませんが、あまりに多過ぎるから、そこで病気がなおらないままに、なおつたかのような形でいくから、すぐ再発をする。再発をして何回も繰り返しておると、そのうちに病気が慢性になる。これが私はいまの日本の証券市場の姿だと思ひます。すでに病気が慢性状態に達しておるということです。それ

うすると、この病気が慢性に達しておるのをなおすのはどうすればよいのか、これはかなり抜本的な、そして長期の見通しに立つた方法がとられない限りは、これはなおつていかない。そういう前提でまずビジョン、あなたがもし持つておられるとすれば、なければいいですが、資本市場に対する今後のビジョンというものがあつたのか、いのか、一ぺん伺ひたいと思ひます。○田中事務大臣 どうも事務局と話をしておらぬものをまたここで申し上げるのはいかがかと思ひますけれども、私のビジョン、こういうことであります。まあ戦前の日本の自己資本比率は六・一%でありました。現在それが二四・五%まで下がつてゐる。公表されておる数字は三〇%を割つた、こういつておられますが、年々下がつておるのであります。この二四・五%を割つてゐる自己資本比率のときに、IMF八条国に移行しなければならぬわけであります。OECDに正式に加盟をして、資本の自由化に對應せんとするものであります。こういう事実を考へてみますときに、少なくとも日本の産業が高度成長で非常に強い成長をしておりますから、その反面自己資本比率が下がつておるといふことはありますけれども、やはり究極の目的としては、できるだけ早い機会に戦前水準まで持つていくように、どうすれば一体自己資本比率は上がつていくのかということ、は、一つの問題として当然考へられる問題であり、私も随時答弁等の中にそういうことを申し上げておるわけでありまして、これからの開放経済体制に将来永久に向かつていくのであります。

それから、一年、二年、三年の短い時間で戦前のうちに復旧できるということとは、戦後の経済成長度合いが非常に大きいだけにむづかしいとして、まあ、これはやはり抜本的な施策をしながら、この問題と正面から取り組んでいかなければならぬときだというふうに考へておられます。○堀委員 きょうは時間がありませんから、その抜本的の中身を聞かなければ、抜本的にやりたいといつたつて、どつちを向いてやるのかわからないのでありますから、まああれですが、一応あとへ残しまして、ちよつと事務局のほうに先にお伺ひをいたします。お答えを願ひたいのは、昨年の、これは年度で言うとかへつてわかりにくいかと思ひますが、年度で何いいます昭和三十一年度の、まだあと三カ月はありますからちよつとはつきりない点もあつたから、見通しでいつておられますが、起債の総額は一体幾らになりますか。○吉岡政府委員 お答え申し上げます。政府保証債、地方債、それから事業債を加へまして、いわゆる起債の合計額の見通しでございますが、三十八年度の四月から十二月までの実績は三千三百一十一億円になっております。それにあと三カ月、多少の見込みが入るわけでございますが、見込みをいたしましては約四千五百億円の増に見えております。

○堀委員 そうすると来年度の起債予定は、大体どういふことになってゐるのですか。○吉岡政府委員 来年度の起債全体の見込みにつきましては、まだはつきりした数字を出すところまでいっておりません。おそろくも周もない間に企画等を取りまとめまして、産業資金需給の計画の数字が出ると思ひますが、そのときに明らかになると思ひますが、大体のことを申し上げますと、御承知のように政府保証債は財政投融資計画におきまして千八百十億円の予定をいたしております。それから地方債は三百六十億円の予定をいたしております。それに、まだ十分の見当がついておりませんが、事業債が加わるわけでありまして、ことしの総額の四千五百三十億円のよりはる程度上回つた数字が出るかと存じます。○堀委員 政府保証債は、昨年度に比べて本年は幾らふえますか。○吉岡政府委員 三十八年度の政府保証債の当初の計画は千三百三十二億円でございまして、それに対して、先ほど申し上げましたように三十九年度の数字は千八百十億円であります。したがつて率をいたしましては三六%ほど伸びることに相なります。ただし三十八年度の千三百三十二億は当初の計画でございまして、途中に追加の改定を行ないました。ただいまのところの計画では千四百八十二億に相なつております。したがつてこの現在の計画から申しますと、三十九年度の千八百十億は二二・一%の増に相なります。○堀委員 地方債のほうはどうなりますか。○吉岡政府委員 地方債は、三十八年度二百六十億円の計画に對しまして、三十九年度は三百六十億円の計画でございまして、したがつて百億円の増という計画に相なつております。地方債に

つきましては、改定計画というよりな形をとっておりませんが、四月から十二月までの実績が二百八十四億円になっております。おそろく年度間の見込みは四百億円に近くなるかと思っております。

○堀委員 いまの四百億円になるというの、三十八年度が四百億円になるのですか。そしていまの当初計画は三百六十億円というの、そうすると昨年よりはことは出さないということなのか。またこれは改定その他でふえるということになるのか。そこはどうか。

○吉岡政府委員 地方債につきましては、お話のようにことしの見込みが四百億円に對しまして、三百六十億円という見込みを立てておりますが、従来の慣例から申し上げまして、地方債は年度途中に多少当初計画よりふえる傾向にございます。したがって三百六十億円が実際に一年間に——もちろん金融情勢によりまして、通常の場合はこれよりも多少ふえることになるかと思ひます。

○堀委員 大臣にお伺いをいたしますが、いまのお話のように、当初計画でいふれば地方債百億、それから政府保証債は約四百九十億くらいですか、両方合せて五百九十億という起債が、実は本年度の財政投融資計画の膨張のために増加することになりますね。ところが実際の起債の状況は、昭和三十七年度は大体二千六百億くらいだったと思いますが、それが三十八年度に実は急増して四千五百億くらいになってきたわけですね。ところが三十八年は前半は金融がゆるんで、いたからいいでしょうが、三十八年後半、こ

れから金融が締まるというのが財界の前提になっておるときに、地方債、政府保証債で六百億近くワクが広がっていくということになれば、当然私は一般事業債がそれだけ圧縮されることになるのだらうと思うのですが、その点は、こういう政府保証債、地方債の計画を組まれるときに、本年度の起債の見通し——さつきはまだはつきりわからない、こういうことになってい

すけれども、私は事業債のワクの中だけで見れば、ことしと同じ発行もなかなか困難ではないか、こういう感じがしますけれども、その点について大臣の御意見を伺いたい。

○田中中国務大臣 御承知のとおりことは預金の伸び率は戦後最高であります。来年度の政府保証債その他の民間資金の活用を含めまして、慎重に配慮したわけでありまして、これをきめきめとして、各民間金融団体の皆さんとも十分相談をしながら、この程度のワクであれば消化が可能であらうというところで、お引き受けを願つたわけであり

ます。現在、十一月、十二月の月間の消化がすでに百五十億ベースになっておりますので、これから将来を見通しますと、そんな無理な、民間資金をうんと圧迫するような状態ではないだらう、こういうふうに考えております。

○堀委員 民間資金を圧迫しないということは、そうすると少なくとも本年度は、昨年度起債額の総計——いま理財局長、四千五百億くらいですかの見当になると言っていますから、そうすると起債ワクは、当初計画としては政府保証債と地方債とで五百億ですか、幾らか違ふわけですからね。違ふとい

うことになれば、これは五千億の起債ベースということになりますね。こういうことになりますか。

○吉岡政府委員 お話のように民間の一般事業債が、政府保証債、地方債等と同じような率で伸びるということにいたしますと、四千五百億の総体の起債のワクがそれだけ伸びなければ、それだけのものは消化できないという計算にはなりません。

○堀委員 いや、私は計算を聞いてい

るのではない。私は起債が無限にできるとは思わないのです。だからやはり所管庁の中で、落ちつくところに落ちつくのではないか、そういうふうに落ちつくところには落ちつくということになりますと、政府保証債、地方債優先でしよう。そうすれば事業債が圧迫されることになるのではないかというこ

とを聞いておるので、裏返して言え

ば、大臣はいま事業債は圧迫しない、そういうことになれば、これは五千億は当然なるのだということに、ロジックからして計算がなりますね。だからそういうめであな方も考えておるのかというのを聞いておるだけで、計算のあれはだれも言わなくても出てくるわけですからね。そういうめで、実際に考えているのかどうか、そのことを伺っているのです。

資金を供給する形を、どういふふうにもっていくかという問題だと思ひます。したがって民間資金を圧迫するかどうかという問題は、全体の姿をお考へ願つたほうがいいのではないかと

うふうに考えます。

○堀委員 大臣にちよつとお伺ひいたしますが、いまの議論は私はちよつとおかしいと思うのです。年間に二兆円は預金残高が伸びるといふしますね。年間二兆円の預金残高が伸びて、日銀の貸し出しがふえないという状況の中でなら、私は事業債がどういふ振

り合いになつた方がいいと思ひます。結局いまのは押せ押せになつていって、政府保証債を五百億出した。そうすると

いまの金融機関は、ともかくと事業債その他を含めて五千億なら五千億と

りなさいと言われたとしまししょう。それだけとつてくれば、銀行自身が貸し出す部分が預金の中から減つてくるのですから、そうするとそのしわは日銀の貸し出しにいく。こういうことになれば、政府保証債の発行というものは日銀の信用造出ということになつてくるのじゃありませんか。だから私は、これまでの国債議論の中には、いろいろけさも論議がありましたけれども、金融全体の中で見て、ものを考えても

のところを伺っているわけですね。こういうことによつてそれが日銀貸し出しを膨張させるものではないということになるのかどうか。金融引き締めをやるという前提の上でですよ。

○吉岡政府委員 ただいまの点に關しまして補足的に御説明申し上げますが、三十九年度の千八百四十億円の政府保証債の数字は、月間のベースにいたしますと月平均百五十億円になります。それから地方債の三百六十億円の計画は、月のベースにいたしますと三十億円のベースでございます。そこで、先ほど大臣から申し上げましたように、十二月、一月、最近の発行ペースを見ますと、政府保証債につきま

してはすでに百五十億円になつておりますし、地方債は、十二月が二十九億、一月が三十七億といふふうに、三十億のペースをやや突破したかっこうになつております。したがって来年度の計画は、現状程度よりもより事業債のほうに圧迫を加えるような数字ではないといふふうに考えておるわけであり

ます。

○堀委員 いまのあなたのお話を聞いてみると、何か自然に流通市場があつて、ほとんど百五十億ずつはけているように聞こえますけれども、実際は割り当てて買わしているでししょう。ほりうておいて、いさこややつて實際買えるかどうかという、私は買えないと思うのです。あなたのほうで計画を立てて、金融機関はこれだけ買つてくだささい、これだけ買つてくだささいと持つていって、消化されているのじゃないですか。自発的に、政府保証債非常につくります、買ひましようといふことになつておるとは思ひないの

無理かもしれませんが、私はさつき大蔵大臣にひとつビジョンを持つてくださいという話をしましたね。抜本的——抜本的もいいのですが、いま本年増資が大体どのくらいに

ういふことになっておりますね。要するにここは株を売ったり買ったりするということだけが仕事で、目的です。こういうことできまっておるようです。そこでお伺いしたいのは、こ

るときに、一つの機関投資家の弱体という
こともありますし、もう一つは投信の
一——三月に對しての払い込みという

ばいけないのじゃないですか。いま私が新聞紙上等で見えておりますところでは、何か資本金百億円ですね。払い込

る人たちで網羅をされて、資本市場の育成をやろうとするならば、必要ならば千億でも二千億でも買うであらう、

またそういう目的で設立をせられたものだと理解いたしております。しかし千億も二千億も買わなければならぬように、資本市場が悪くなるというふうには考えておりません。ですから、共同証券は少なくともいまの授權資本は百億でありまして、四分の一であります。近く倍額に増資するか、また協同融資も何か進んでいるようでありまして、それも十四行であります。か、そういう人だけでは困るので、これからまだ入ってくる方がたくさんありますので、こういう方々の参加も十分してもらいたい。歓迎してやるのだ、こういうことで、十四行でもって満額にしたりということではなく、できるだけ広い人たちがやってもよろう、こういう考えでありますから、私は、共同証券が何千億も日銀の世話になるようなところで買わなければならぬという、資本市場としてはならないというふうに考えているわけでございます。しかしいよいよ必要な場合の仮定論でありますし、そうでなくても何百億という金が必要の場合にはどうするかということですが、これは御承知のように窓口規制をやっておりますので、前年の実績に対して、各銀行に対しては抑えておりますから、このかんぬきはありますので、これを越して増資するというような考え方はないようであります。

○堀委員 後段の話を聞きましたら、一応それが有効に窓口規制が行なわれておれば、これは完全なしり抜けではないと思えます。その点はけっこうだと思えます。共同証券で問題になるのは、一体どういふ銘柄を買うことになるのか、という時期に一体どういふ量を買うのかという問題、これが特に問題になります。要するに投信十四社が持っている銘柄だけを買うというところになれば、要するに投信の基準価格の下がついているものをささえるための、投信十四社のためのものではないかというように誤解も生じてくる。もう一つは、これは会員になっておりませんから、会員、業者を通じて買入ることになるでしょうね。そうすると、いまの会員というのは七十ぐらいあるのじゃないですか。ちよつといまはつきり記憶していないが、これに対する公平の問題というのは一体どうなるかという取り扱いの問題。どこから買入かということになると、そこから買つてもらったものはマージンが入りますね。これは一体どうなるのか、そこら辺について大蔵大臣はどういうふうに考えておりますか。

○田中閣務大臣 これは堀さん、何でも御承知の上で御質問でありますから、私もさつぱらに申し上げますが、これは大蔵省はあまり関係していません。こういうことをやること自体が、大蔵省が株主に介入するようなことになっては、いかにえんきよくであります。これは証券法に基づいて届け出を受けて、資格を認めただけでありまして、これは自由におやりください。しかし資本市場育成のためにつくられたあなただけの精神が、金もうけや市場混乱に回らないようにぜひ御注意ください。これは幸甚です。こういう言い方をしておるわけでありまして、いままでは銀行が株を買うような場合には、御承知の投信から目ぼしい銘柄だけ指定をして買う。こんなことであればどうにもならないので、これは普通の証券業者として市場からお買いになるのでしようか、いやそういうつもりでございまして、こういうことでございまして、銘柄はどうして選定するかという、これは十四行入っておりますし、今度ほとんどたくさんになりますから、そこから一人ずつエキスパートが選出されて社員になったようであります。ですから、この諸君はその道の専門家でありますし、そういう意味で十分検討をしながら、市場育成という立場に合致するものを拾っていくのだからというふうなことを考えておまして、行政的にこれを指導していくという考えは全くありません。

○堀委員 もうそろそろ終わりにしますが、いま大蔵省はノータッチだとおっしゃるのですが、私はノータッチでいけるものならたいへんけっこうだと思ふのです。実際はノータッチでない条件が必ず起きます。きょうここで私はちゃんとくぎをさしておきたいと思ひます。それは資本主義の世の中です。要するにその共同証券自体が金もうけをしよと思わなくて、それに関連する問題は複雑です。ちよつと理財局長なり証券部長でよいですが、今度の一月の投信設定の中で事業会社が直接買ったのはどのくらいあるか、調査しておりますか。

○吉岡政府委員 正確な数字ではございませんが、大体二割見当と見ております。

○堀委員 大体私は投資信託を事業会社に買わせるというあり方は、率直に言つて問題があると思ひます。事業会社に二割買わせる。公債債投信が始まったときも同じようなケースが起きておる。事業会社に買わせておいて、金融が締まってきたら事業会社はすぐ売り出す。買入ときの条件というのは、いろいろ私の耳に入ってくるのは、この投資信託を買った、自分のところの株を投資信託で買つてくれというふうなことになるおののです。現在の持ち株禁止の裏を抜けることになるだけのことであつて、こういうのは百害あつて一利なし。ともかく見せかけ上、これはまた投信の過当競争をやめる。私はここで何べんも過当競争をやめるようにということを言つてきたけれども、依然として姿勢が改まらなくて過当競争をやつておる。そうして事業会社から、あれを二割とる。この間の投資信託は総計で幾らですか。一月の投資信託の設定の総額は幾らですか。

○吉岡政府委員 一月の投資信託の設定の総額は八百億余りでございまして、それからたゞいまの事業会社と申しますか、法人に持たせないようにというお話は、堀先生のお話のとおり、かつて問題があつたことを十分承知しておりますので、金融引き締めになるとすぐ引き出されるような、いわゆる短金で公募させてはいかぬということは、嚴重に言つております。ただ方針といたしましても、投資と申しますか、そういう資産運用と申しますか、そういうことで持つまで禁止するといふようなわけにはまいらないといふふうに考えておるわけでありまして。

○堀委員 私はそれが売られなければ、ずつと一般の投資家と同じように持つておりますれば、混乱も起こらないから、別に禁止する必要もないと思ひますが、過去の例でも、金融が締まってきたら一斉に売つておるわけですから、それが投資信託に非常に大きな影響を与えてきたわけですね。今度も金融引き締めが起る条件の中では、非常に問題があると思ひます。そこで私は大蔵省としても、今後投資信託についてその事業会社が買入るときは、一定の間は必ず持つておるかどうかということを確認をしてもらわなければ、金融が締まってきたからといって二カ月や三カ月でほとんど売られたのでは、投資信託の価格は非常に大きな影響を受けるのではないかと申すし、その余波が株式市場にまたはね返ってくるわけですから、そういう点については証券会社自体が考えるべきことなんです。証券が価格を維持したいと言ひながら、実はその価格の下がることを予想し得るようなことをやつていくことは間違ひだと思ひます。もうすでに慢性状態で、ちよつとやそつと注射してもなかなかなおらないけれども、やはりあの手この手で指導方針を高いところに置いて問題を処理しなければならぬと思ひます。

○山中委員長 次会は明七日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。